

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、北海道及び町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、北海道、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、国、北海道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、災害時孤立地区含む各地域の実情に応じた備蓄及び資機材の整備並びに訓練の実施を図り、事前防災の強化に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育を推進するための計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

①教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

②町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行うものとする。

- ③過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- ④地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2. 配慮すべき事項

- ①東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- ②要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。
- ③会館等の施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- ④地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- ⑤各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- ⑥防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ⑦防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

3. 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- ①各種防災訓練の参加普及
- ②ラジオ、テレビ、インターネット、有線放送施設の活用
- ③新聞、広報誌等の活用
- ④映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- ⑤広報車両の利用
- ⑥テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- ⑦防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- ⑧学校教育の場の活用
- ⑨その他

4. 普及・啓発及び教育を要する事項

- ①せたな町地域防災計画の概要
- ②災害に対する一般的知識
- ③災害の予防措置
 - 1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - 2) 防災の心得
 - 3) 火災予防の心得
 - 4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - 5) 農作物の災害予防事前措置
 - 6) 船舶等の避難措置
 - 7) その他
- ④災害の応急措置
 - 1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - 2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - 3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - 4) 災害時の心得
 - ア. 家庭内、組織内の連絡体制
 - イ. 気象情報の種別と対策
 - ウ. 避難時の心得
 - エ. 被災世帯の心得
- ⑤災害復旧措置
 - 1) 被災農作物に対する応急措置
 - 2) その他
- ⑥その他必要な事項

5. 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- ①学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- ②学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- ③学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- ④児童生徒等に対する防災教育の充実に図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- ⑤防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- ⑥社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6. 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うなど、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2. 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- ①水防訓練
- ②土砂災害に係る避難訓練
- ③消防訓練
- ④救難救助訓練
- ⑤情報通信訓練
- ⑥非常招集訓練
- ⑦総合訓練
- ⑧防災図上訓練
- ⑨応援・受援訓練
- ⑩防災関連システムの操作習熟訓練
- ⑪その他災害に関する訓練

3. 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するよう努めるものとする。

4. 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

5. 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関等は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援

の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について新物資システム（B-P L o）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努めるものとする。

その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1. 食料その他の物資の確保

①町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資について、次の事項にも留意しながら想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量（住民及び事業者が行う備蓄分を除く。）の確保を目指すよう努めるものとする。

また、備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

- 1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。
- 2) アレルギー対応食や流動食のほか、熱中症対策として塩分タブレットや冷却グッズを備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- 3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に災害時孤立地区予想地域の備蓄の充実を図ること。
- 4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、災害時孤立地区予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、防寒具、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス

その他…携帯トイレ等、発電機、投光器、水袋、スポットクーラー、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

②応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努める。

③防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推

「1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

また、備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

2. 防災資機材の整備

町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努める。

3. 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1. 基本的な考え方

町は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2. 相互応援（受援）体制の整備

- ①町は、北海道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から北海道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- ②必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- ③災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

3. 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- ①町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。
- ②町は、平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- ③町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- ④町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- ⑤町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- ⑥町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- ⑦町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するための計画は、次に定めるところによる。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1. 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携し、期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2. 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3. 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、地域の実情に応じて、住民が町内会単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。

4. 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

①防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

②防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては次のようなものが考えられるが、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

1) 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況

等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

2) 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため、消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

3) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

4) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

5) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

6) 図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践するため、町と連携して地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

③ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるのが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定期的に防災点検を行う。

④ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

① 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

1) 連絡をとる防災関係機関

2) 防災関係機関との連絡のための手段

3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、指定緊急避難場所や指定避難所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

② 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

③ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を締結して発生したときは、町に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

④避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に指定緊急避難場所や指定避難所へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

⑤指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム（HUG）北海道 2025（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

⑥給食、救護物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織は、町が実施する救援物資の配付活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 避難誘導體制の構築

- ①町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- ②町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- ③避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- ④町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- ⑤町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- ⑥町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定子ども園等の施設間との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- ⑦町は、北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- ⑧冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- ⑨町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。

2. 指定緊急避難場所の確保等

- ①町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。
- ②指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- ③学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- ⑤町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

3. 指定避難所の確保等

- ①町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。なお、本町における指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所は「別表」のとおりであり、その位置は資料編に示すとおりである。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- ②指定避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れる二次的な指定避難所として、福祉避難所の確保に努めるものとする。なお、福祉避難所については、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - 1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - 2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - 3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - 4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- ③指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- ④町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- 1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
 - 2) 老人福祉施設等の施設や指定避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - 3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - 4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備、冷暖房設備の整備等を進めるものとする。
また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - 5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- ⑤指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- ⑥町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- ⑦町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ⑧町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- ⑨町は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。

4. 避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、日頃から住民等への周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等の必要となる事項を、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 避難計画の策定

町は、住民、特に要配慮者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

(4) 指定緊急避難場所における対応

避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

また、すぐには指定避難所等へ移動することができない場合も想定し、避難者の熱中症対策及び防寒対策として、必要な備蓄品を可能な限り備えておくよう努めるものとする。

(5) 避難所運営

避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

(6) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5. 災害時孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。

6. 防災上重要な施設の管理等

- ①学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
- ②要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7. 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道等と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

別表 指定避難所一覧

No.	地区	施設名	住所	電話番号	想定収容人数	海拔
K①	北檜山区	せたな町民ふれあいプラザ	徳島 8-1	0137-84-5563	570 人	6m
K②		せたな町青少年女性研修所	北檜山 113	0137-84-5390	100 人	5m
K③		温泉ホテルきたひやま	徳島 4-16	0137-84-4120	150 人	6m
K④		北檜山小学校	豊岡 200	0137-84-5424	1,000 人	10m
K⑤		北檜山中学校	豊岡 233-1	0137-84-5345	700 人	19m
K⑥		せたな町青少年センター	豊岡 212-2	—	120 人	10m
K⑦		旧若松小学校体育館	若松 461	—	260 人	22m
K⑧		若松基幹集落センター(イエローパレス)	若松 513-1	0137-85-1095	150 人	22m
K⑨		丹羽活性化センター(水仙パレス)	丹羽 5-7	0137-84-5211	180 人	15m
S①	瀬棚区	瀬棚総合福祉センターやすらぎ館	本町 948-7	0137-87-3841	150 人	11m
S②		瀬棚ふれあいセンター	共和 590-4	0137-87-2110	120 人	64m
S③		瀬棚小学校	本町 513-1	0137-87-3064	1,250 人	5m
S④		瀬棚中学校	共和 404-1	0137-87-3104	1,500 人	36m
S⑤		旧馬場川小学校体育館	西大里 310-4	—	250 人	63m
T①	大成区	大成町民センター	都 219	01398-4-5018	560 人	37m
T②		せたな町貝取潤公営温泉浴場	貝取潤 386-1	01398-4-5522	120 人	15m
T③		久遠小学校	都 366	01398-4-5018	1,000 人	37m
T④		大成中学校	都 421	01398-4-5047	460 人	36m

別表 福祉避難所一覧

No.	地区	施設名	住所	電話番号	想定収容人数	海拔
K①	北檜山区	せたな町民ふれあいプラザ	徳島 8-1	0137-84-5563	570 人	6m
S①	瀬棚区	瀬棚総合福祉センターやすらぎ館	本町 948-7	0137-87-3841	150 人	11m
T①	大成区	大成町民センター	都 219	01398-4-5018	560 人	37m

別表 指定緊急避難場所一覧

No.3-1

No.	地区	施設名等	住所	電話番号	想定収容人数		災害の種類別					海拔
					屋内	屋外	洪水	土砂災害	高潮	津波	広域火災	
K1	北檜山	せたな町民ふれあいプラザ	徳島 8-1	0137-84-5563	570	550	×	○	○	○	○	6m
K2		せたな町青少年女性研修所	北檜山 113	0137-84-5390	100	100	×	○	○	○	○	5m
K3		温泉ホテルきたひやま	徳島 4-16	0137-84-4120	150	500	×	○	○	○	○	6m
K4		北檜山スポーツ公園グラウンド	北檜山 125-1	—		2,600	×	○	○	○	○	5m
K5	徳島	せたな町高齢者センター(グリーンパレス)	徳島 49-1	0137-84-6478	200	750	×	○	○	○	○	7m
K6		狩場葬苑	徳島 554-2	0137-84-6157	140	400	○	○	○	○	○	42m
K7	豊岡	せたな町民体育館	豊岡 212-2	0137-84-5044	730	1,200	○	○	○	○	○	10m
K8		せたな町青少年センター	豊岡 212-2	—	120	100	○	○	○	○	○	10m
K9		せたな町真駒内球場	豊岡 237-1	—		2,800	○	○	○	○	○	17m
K10		北檜山小学校	豊岡 200	0137-84-5424	1,000	2,900	○	○	○	○	○	10m
K11		北檜山中学校	豊岡 233-1	0137-84-5345	700	9,200	○	○	○	○	○	19m
K12	兜野	北部桧山衛生センター	共和 120-5	0137-86-0070	230	500	○	○	○	○	○	28m
K13		兜野神社	兜野 162-3	—		50	○	○	○	○	○	19m
K14	松岡	真駒内ダム公園休憩所	松岡 158-1	—	40	400	○	○	○	○	○	82m
K15	愛知	愛知集落センター	愛知 837	—	50		×	○	○	○	○	7m
K16		旧愛知小学校	愛知 837	—	450	240	○	○	○	○	○	12m
K17	太櫓	はまなす荘	太櫓 398	0137-86-0458	50	100	○	×	×	×	○	5m
K18		旧ふとろ荘周辺広場	太櫓 427	—		1,000	○	×	○	○	○	25m
K19		旧太櫓小学校	太櫓 141	—	280	2,200	○	×	○	○	○	9m
K20	共和	生渕生活改善センター	共和 616-2	0137-86-0459	30	1,000	○	○	○	○	○	6m
K21		旧太櫓小学校グラウンド跡地	太櫓 82-1	—		7,100	○	○	○	○	○	50m
K22	新成	鵜泊団地母と子の家	新成 217-1	0137-86-0456	20		○	○	○	○	○	68m
K23		旧新成小学校グラウンド跡地	新成 204-1	—		1,100	○	×	○	○	○	73m

別表 指定緊急避難場所一覧

No.3-2

No.	地区	施設名等	住所	電話番号	想定収容人数		災害の種類別					海拔
					屋内	屋外	洪水	土砂災害	高潮	津波	広域火災	
K24	若松・栄	旧若松小学校	若松 461	—	400	500	○	○	○	○	○	22m
K25		若松基幹集落センター (イエローパレス)	若松 513-1	0137-85-1095	150	100	○	○	○	○	○	22m
K26		旧若松中学校グラウンド跡地	若松 525	—		1,900	○	×	○	○	○	18m
K27		栄生活会館	栄 46-1	—	30		○	○	○	○	○	8m
K28	小川	小川生活改善センター	小川 155	0137-86-0453	20	300	○	○	○	○	○	94m
K29	富里	旧左股小学校	富里 213	—	380	1,300	○	×	○	○	○	101m
K30	二俣	旧二俣小学校	二俣 271	—	250	1,300	○	○	○	○	○	40m
K31		せたな町農業センター管理棟	二俣 55-1	0137-85-1276	100	500	○	○	○	○	○	42m
K32	西丹羽・ 丹羽・ 東丹羽	丹羽活性化センター (水仙パレス)	丹羽 5-7	0137-84-5211	180	100	○	○	○	○	○	15m
K33		旧玉川小学校グラウンド跡地	丹羽 1-5	—		1,200	○	○	○	○	○	15m
K34		檜山北高等学校	丹羽 360	0137-84-5331	3,100	5,000	○	○	○	○	○	24m
K35	小倉山	旧小倉山小学校	小倉山 567	—	240	1,100	○	○	○	○	○	163m
S1	瀬棚区 市街地	瀬棚総合福祉センターやすらぎ館	本町 948-7	0137-87-3841	150		○	○	○	○	○	11m
S2		瀬棚ふれあいセンター	共和 590-4	0137-87-2110	120	1,000	○	○	○	○	○	64m
S3		瀬棚小学校	本町 513-1	0137-87-3064	1,250	1,100	○	○	○	×	○	5m
S4		瀬棚中学校	共和 404-1	0137-87-3104	1,500	6,900	○	○	○	○	○	36m
S5		せたな町B&G海洋センター体育館	本町 559	0137-87-3236	320	100	○	×	○	○	○	9m
S6		せたなスポーツ広場	本町 559	—		1,400	○	×	○	○	○	9m
S7		三杉球場	本町 559	—		2,600	○	×	○	○	○	7m
S8		瀬棚町民センター	本町 638	0137-87-2239	170	100	○	○	○	○	○	7m
S9		瀬棚老人と母と子の家	本町 767	0137-87-3369	90		○	○	○	○	○	9m
S10		瀬棚水産物保管作業所	三本杉 69	0137-87-3635	30		○	×	○	×	○	7m
S11	元浦	元浦地区避難所	元浦 105	—	220	160	○	×	○	○	○	19m
S12		元浦漁村センター	元浦 439	0137-87-3813	30		○	○	○	×	○	9m
S13		稻荷神社境内	元浦 446	—		130	○	×	○	○	○	13m

別表 指定緊急避難場所一覧

No.3-3

No.	地区	施設名等	住所	電話番号	想定収容人数		災害の種類別					海拔
					屋内	屋外	洪水	土砂災害	高潮	津波	広域火災	
S14	島歌	旧島歌小学校	島歌 193	—	400	1,000	×	×	○	×	○	10m
S15		白岩漁村センター	島歌 165-2	0137-87-3385	30		×	×	○	×	○	5m
S16		吹込青年研修所	島歌 343	0137-87-3417	50	50	○	×	○	×	○	7m
S17		島歌生活館	島歌 373	0137-87-3383	30		○	×	○	×	○	6m
S18	北島歌	北島歌青年研修所	北島歌 58	0137-87-3322	90	180	○	×	○	○	○	13m
S19		巖嶋神社	北島歌 265-1	—		20	○	×	○	×	○	12m
S20		茂津多旅館	北島歌 267	0137-87-2354	60	320	○	×	○	×	○	6m
S21	共和	共和生活改善センター	共和 312	0137-87-3748	30		×	○	○	○	○	10m
S22	東・西大里	旧馬場川小学校	西大里 310-4	0137-87-3104	360	1,900	○	○	○	○	○	63m
T1	太田	太田地区避難所	太田 298	—	20	20	○	×	○	○	○	26m
T2	富磯	富磯生活館	富磯 61-9	01398-4-6420	100	50	○	○	○	○	○	21m
T3	上浦・都・ 本陣・ 久遠(西部)	大成町民センター	都 219	01398-4-5511	560	100	○	○	○	○	○	37m
T4		久遠小学校	都 366	01398-4-5018	1,000	3,600	○	○	○	○	○	37m
T5		大成中学校	都 421	01398-4-5047	460	100	○	○	○	○	○	36m
T6		大成農漁村総合センター	都 387	01398-4-2477	500		○	×	○	○	○	36m
T7	久遠(東部)	丸山団地広場	久遠 311-71	—		850	○	○	○	○	○	42m
T8		東部ことぶきの家	久遠 357-2	01398-4-6461	100		○	×	○	○	○	14m
T9	花歌	花歌生活館	花歌 168-2	01398-4-5877	100		○	×	○	○	○	19m
T10	宮野	特別養護老人ホーム大成生園	宮野 525-2	01398-4-6411	200	120	○	○	○	○	○	20m
T11	平浜	開眞寺	平浜 407	01398-4-5336	50	50	○	×	○	×	○	6m
T12	貝取潤	せたな町貝取潤公営温泉浴場	貝取潤 388	01398-4-5522	120	300	○	×	○	○	○	15m
T13	長磯	旧長磯小学校	長磯 456	—	800	550	○	×	○	○	○	29m

第7節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

2. 町の対策

町は、総務課や福祉課をはじめとする関係各課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 地域防災計画の策定

名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

(2) 要配慮者の把握

要配慮者について、福祉課における要介護認定者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。また、指定難病患者に関わる情報等、町で把握していない情報について必要がある場合は、北海道に対して情報提供を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会（自主防災組織）等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別避難計画の作成

庁内の防災・福祉・保健等の関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福

社専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

老人福祉施設等の施設や指定避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

3. 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておくものとする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努めるものとする。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整えるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

4. 援助活動

町は、要配慮者の早期発見に努めるとともに、状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の確認・早期発見

町は、災害発生後、あらかじめ把握している要配慮者について直ちに所在や連絡先等を確認するなどして安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、要配慮者を発見したときは、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、次の措置を講ずる。

- 1) 避難所への移動
- 2) 医療機関への移送
- 3) 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への要配慮者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断した場合は、生活実態を的確に把握し、必要な援助活動を行う。

(5) 応援要請

町は、救助活動の状況や災害弱者の状況により、適宜北海道や近隣市町村等に対し応援を要請する。

5. 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者が、災害時に迅速かつ的確に行動できるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知を図る。

- 1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- 2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- 3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 情報収集・伝達体制整備

- ①町は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。
- ②要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- ③災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネット等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- ④非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
- ⑤情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- ⑥無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- ⑦町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

2. 各種防災関連システムの利活用等

各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。その際、防災部局以外の職員も含め、複数の職員がシステムへ入力できる体制を整備するよう留意すること。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するために必要な措置に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 公共建築物

町が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が点検、整備に努めるものとする。

特に、地震対策の強化として新耐震基準制定（昭和56年）以前の公共建築物のうち、災害時の防災拠点施設（役場庁舎、消防庁舎等）、避難所施設（学校校舎、体育館、集会所等）や入所施設（病院、社会福祉施設等）となる建築物については、計画的に耐震診断を実施し、建替・改修・補強等による耐震性能の強化に努めるものとする。

2. 一般の建築物

①市街地の大火災を防止するため、都市計画法及び建築基準法等により準防火地域を指定し、町内の商業地域並びに近隣商業地域を中心に耐火、簡易耐火、防火構造など耐火、不燃化を推進し、建築物の災害予防に努めるものとする。

（別図 北檜山区市街地準防火地域 参照）

②学校、病院、旅館等多数の人々が滞在する建築物や集会場、スーパー等多数の人々が集まる建築物並びに工場、危険物の貯蔵施設等火災の危険性高い建築物などを総称して特殊建築物と呼ぶが、これらの特殊建築物については、建築基準法及び消防法に従い、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に努めるものとする。また、エレベーター等の昇降機についても、耐震性能の改善に努めるものとする。

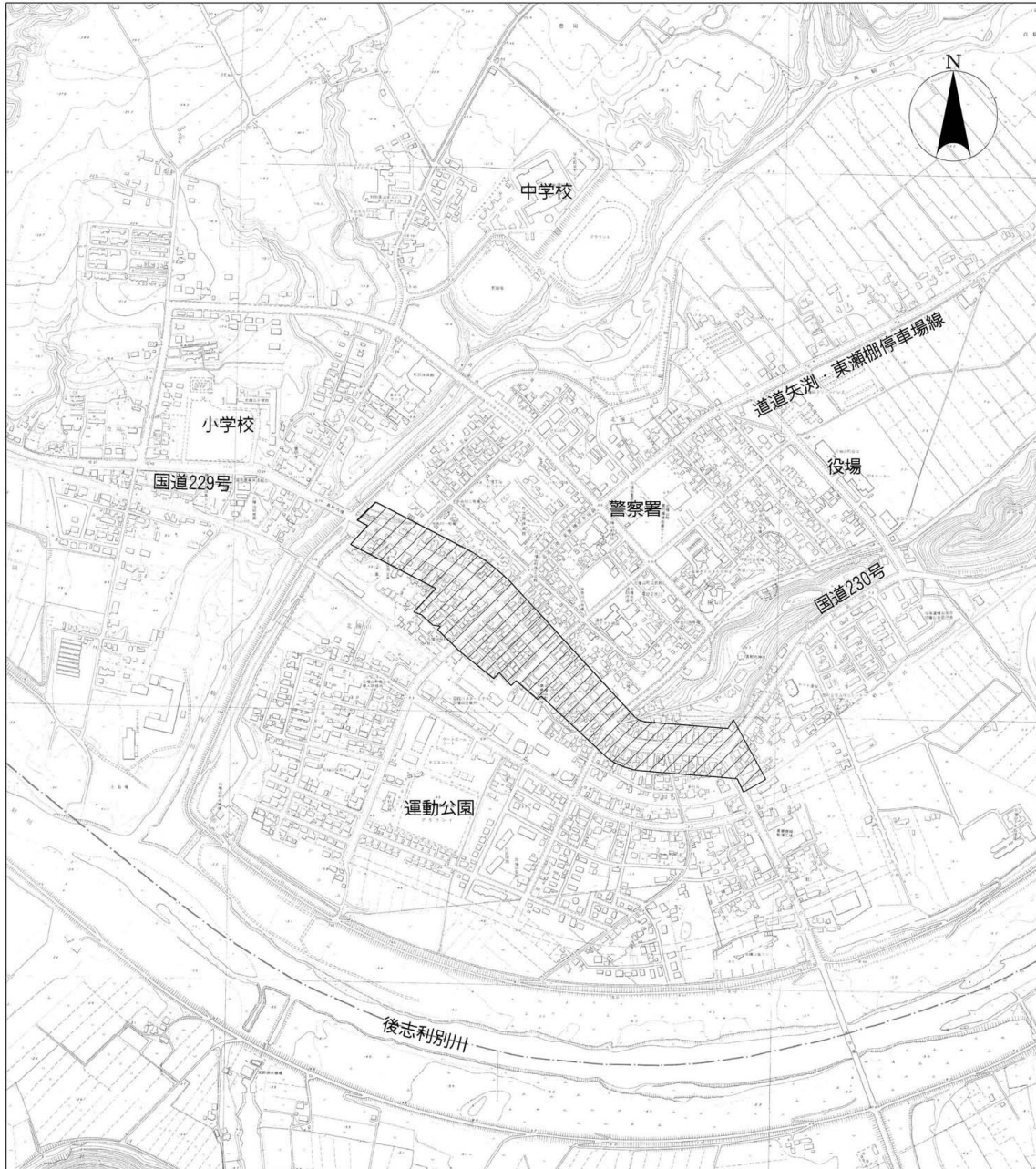
③防災診断及び各種融資制度の周知により、防災改修の促進を図るものとする。特に地震対策として、防災上重要な既存建築物の耐震診断及び耐震改修・補強等の啓蒙・指導に努めるとともに、新築建築物については耐震構造設計に基づいた設計を行うように指導し、耐震建築物の促進を図る。

④積雪期における建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪による事故防止のため、降雪前の建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施するものとする。

⑤地震時のブロック塀等倒壊による人身事故を防止するため、通学路や避難路及び人通りの多い道路等に面する既存ブロック塀等の実態調査を行い、危険箇所の把握に努めるとともに改善指導に努めるものとする。また、ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者や関係業者に対しては、建築基準法施行令における技術基準の遵守を指導するものとする。

⑥自動販売機の転倒防止対策として、設置者には日本産業規格の「自動販売機据付基準」の遵守を指導するものとする。

別図 北檜山市街地準防火地域



3. 災害危険区域等調査の実施

消防機関は、町内の建造物について次の調査を行い、消防法に抵触し、かつ火災防壁上警防計画をたてておく必要があると認める場合、消防署長は災害危険区域等の指定を行うものとする。

- ①危険物製造所等の所在地
- ②高圧ガス、LPガス貯蔵施設の所在地
- ③火薬類、放射性物質等の貯蔵施設の所在地
- ④木造建築物密集箇所及び大規模な特殊建物
- ⑤浸水被害危険予想箇所
- ⑥その他警防上必要と認められた地域

4. 災害危険区域及び特殊建物

(1) 危険区域の指定要件と設定

- ①道路による区画内の木造建物が密集し、予想焼失面積が拡大される地域。
 ②火災防衛上警防計画をたてておく必要があると消防署長が認めた場合。

本町では、商工店や飲食店が密集した市街地の商店街を危険区域に設定し、火災発生時の消火活動として水利選定から延焼拡大防止の防御線の設定、さらに人命救助及び避難誘導対策などを網羅した警防計画を立てている。

(2) 特殊建物の指定要件と設定

- ①延べ面積が3,000平方メートル以上、階数4以上の対象物。
 ②その他警防上地域の特殊性を考慮し、消防署長が必要と認めるもの。

本町では多数の人々が利用し、集積する特殊建築物に特殊建物の設定を行い、具体的な警防計画を立て災害に備えている。

【指定防火対象物の状況】

防火対象物			消防法第8条で定めるもの			
			北檜山区	大成区	瀬棚区	合計
1		集会場等	12	7	6	25
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	1	0	0	1
3	イ	料理店等	0	0	0	0
	ロ	飲食店等	5	1	1	7
4		店舗等	3	0	4	7
5	イ	旅館・ホテル等	2	1	4	7
	ロ	共同住宅等	0	0	0	0
6	イ	病院	2	0	1	3
	ロ	福祉施設等	2	2	1	5
	ハ	保育所・老人ホーム等	2	0	1	3
7		学校	3	2	2	7
8		図書館・資料館等	2	1	0	3
9		公衆浴場等	0	0	0	0
10		車両の駐車場等	0	0	0	0
11		寺院・神社・教会等	6	2	6	14
12		工場・作業場等	1	0	0	1
13		自動車車庫・駐車場	0	0	0	0
14		倉庫	0	0	0	0
15		前各項目に該当しない事業所	7	1	4	12
16	イ	特定部分を含む複合	9	2	5	16
	ロ	イ以外の複合対象物	1	0	0	1
合計			58	19	35	112

5. 崖地に近接する建築物の防災対策

崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域においては、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うための計画は、次に定めるところによる。

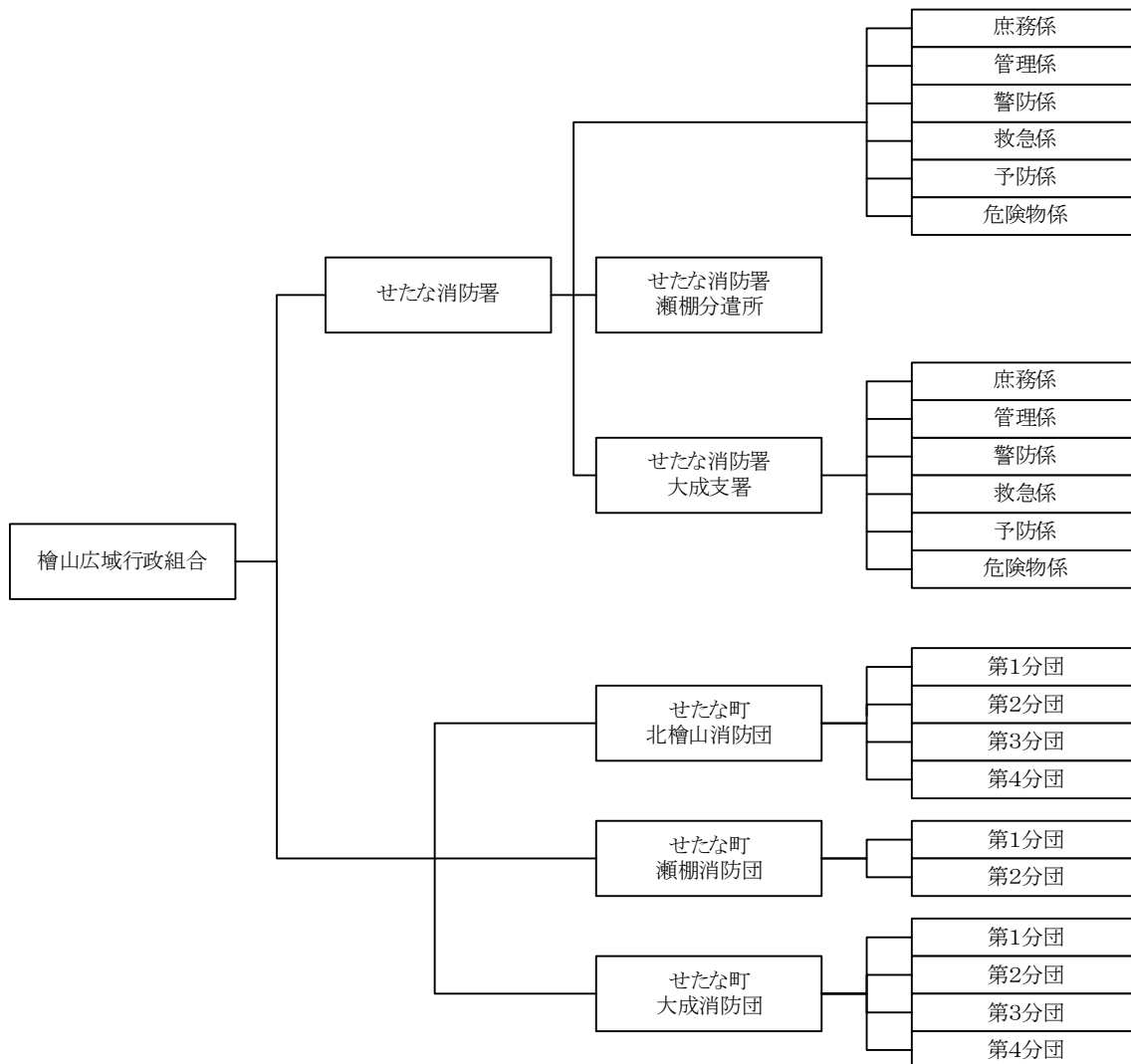
このような任務が十分に行われるために実施すべき事項は、本計画及び檜山広域行政組合消防本部において具体的な消防計画を定めるものとする。

1. 消防体制

(1) 消防組織

消防機関の組織及び消防団の配置は、次のとおりである。

【消防機関組織機構図】



(2) 火災予防対策

① 消防力の強化推進

- 1) 消防署員及び消防団員の人員確保に努める。
- 2) 消防施設、消防機械及び消防資器材の整備充実に努める。
- 3) 消防水利の整備を推進する。特に老朽木造家屋等が密集した火災発生の危険度の高い地区については、重点的に整備するよう努める。

なお、防火水槽の設置にあたっては、地震に備え耐震性の構造とする。

② 火災予防の指導強化

消防機関は、町防災担当者との連携のもとに、町内会等の自主防災組織及び消防協力団体、防火対象物の所有者・管理者・防火管理者、危険物取扱所等の所有者・管理者・危険物取扱者を対象に、次の内容からなる指導計画を定め、適宜に講習会、座談会等開催の機会を設け防火思想の普及・啓発の実施とともに、火災予防の指導周知を図るものとする。

- 1) 町内会等の自主防災組織及び一般住民への指導内容
 - ア. 燃焼消火の理論と消火器等の取扱い方法の指導
 - イ. 予防知識の普及と家庭における具体的予防対策の指導
 - ウ. 災害時における心構えと避難対策を指導し、避難場所の周知徹底を図る
 - エ. 高齢者や障害者等の災害弱者への避難介護の指導
- 2) 防火対象物の所有者、管理者、防火管理者への指導内容
 - ア. 消火器等の消防設備の管理点検の方法についての講習指導
 - イ. 事業所等における自衛消防組織の編成及び消火訓練等の指導
 - ウ. 避難対策及び避難訓練等の指導
- 3) 危険物取扱所等の所有者、管理者、危険物取扱者等への指導内容
 - ア. 危険物施設の維持管理体制の指導
 - イ. 危険物取扱いの指導
 - ウ. 危険物安全協会の事業に対する支援指導

③ 火災予防査察

病院、店舗、工場等の公衆の出入り、又は多数の人が勤務する建物及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防機関による火災予防査察を実施するものとする。

④ 広報活動

- 1) 広報紙（「消防だより」年4回定期発行）及びパンフレットを発行し、火災予防の広報活動を実施する。
- 2) 防火思想の普及啓発を図るため、春、秋の全道火災予防運動に合わせた防火資料の配布など広報活動を実施する。

⑤ 防火管理者制度の徹底指導

消防法第8条に基づき、学校、病院、工場、旅館、スーパー等特殊建築物では防火管理者を定め、これら防火対象物における消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等防火管理上必要な業務の徹底について指導する。

(3) 火災警報**①火災警報の発令及び解除**

檜山広域行政組合理事会は、檜山振興局長から消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、火災発生及び延焼拡大の危険が認められる次の各号に該当するときは、火災警報を発令し該当しなくなったときはこれを解除する。

- 1) 実効湿度68%以下最低湿度42%以下で、最大風速10m/s以上となったとき又はその見込みのとき。
- 2) 最大風速15m/s以上の風が連続して吹くとき又はその見込みのとき。

②火災警報の伝達及び住民広報

火災警報が発令された場合には、消防署長は檜山広域行政組合火災予防条例第29条に定める「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」により、住民に対し檜山広域行政組合警防規程第12条に基づき、次に定める必要な措置を講ずるものとする。

- 1) 関係機関に対する協力要請
- 2) 警防装備、積載資機材の点検及び増強
- 3) 住民に対する広報・警戒の呼び掛け
- 4) その他必要な事項

(4) 消防の対応力の強化

大規模・特殊災害など、複雑多様化・高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化基本計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化に努める。

2. 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図る。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

【消防署員】

区 分	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	合 計
せたな消防署	0	4	7	5	2	4	22
大成支署	0	4	3	3	1	2	13
瀬棚分遣所	0	1	0	0	0	0	1
合 計	0	9	10	8	3	6	36

【消防団員】

区 分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合 計
北檜山消防団	1	2	4	4	10	13	55	89
大成消防団	1	2	4	8	8	13	36	72
瀬棚消防団	1	2	3	2	6	6	45	65

【消防施設等】

区 分		施 設	水 槽 付 ポンプ車	小型動力 ポンプ付 水 槽 車	救 急 車	指 令 車	普 通 ポンプ車	小型動力 ポ ン プ	小型動力 ポンプ付 積 載 車
消 防 署	せ た な 消 防 署	1	2	2	2	1	0	0	0
	大 成 支 署	1	1	0	2	1	0	0	0
	瀬 棚 分 遣 所	1	0	0	0	1	0	0	0
消 防 団	北 檜 山 消 防 団	4	0	0	0	0	4	4	1
	大 成 消 防 団	7	1	0	0	0	1	0	5
	瀬 棚 消 防 団	4	1	0	0	0	2	1	2
合 計		18	5	2	4	3	7	5	8

【消防水利】

区 分	防火水槽		消火栓	
	40m ³ 級	40m ³ 級未満	基準	基準外
北 檜 山 区	67	0	31	91
大 成 区	32	3	36	29
瀬 棚 区	62	2	9	35
合 計	161	5	76	155

3. 消防署員及び消防団員の教育訓練

消防署員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

4. 広域消防応援体制

町及び消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時には、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」及び「第4章第4節 相互応援（受援）体制整備計画」に基づき他の消防機関、他市町村に応援を要請するものとする。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 水防の責務

水防法に定める水防に係る機関及び一般住民等の水防上の責務は、次のとおりとする。

(1) 水防管理者の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として町の区域内における水防を十分に果たす責任を有する。

(2) 北海道（檜山振興局、渡島総合振興局函館建設管理部）

- ①北海道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
- ②檜山振興局は、函館地方気象台が気象の状況により、洪水のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。
- ③国土交通大臣が洪水により道民の経済に重大な損害を与えるおそれがあるとして指定した河川につき、北海道開発局長が、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて発表した水防警報を受けたときは直ちに本計画に定めるところにより、警報事項又はその受けた内容を関係水防管理者その他水防に係る機関に通知するものとする。

(3) 北海道開発局（函館開発建設部）

北海道開発局は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ①河川に関する情報（後志利別川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ②重要水防箇所の手合点検の実施
- ③水防管理団体が行う水防訓練への参加及び水防技術講習会の開催
- ④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ⑤洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

(4) 函館地方気象台

函館地方気象台は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあるときは、その状況を北海道開発局函館開発建設部及び北海道（檜山振興局）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、洪水予報指定河川につき、洪水のおそれがあるときは、北海道開発局函館開発建設部と共同して、北海道（檜山振興局）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(5) 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防署長は、水防法第24条の規定に基づき、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

2. 水防組織

(1) 組織

町における水防組織は、「第3章第1節 組織計画」の定めるところによるが、必要に応じて消防機関、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、町内会等の応援を得て、水防活動を実施するものとする。

(2) 消防機関の地域分担

消防機関の地域分担を次のとおりとする。

【消防機関の地域分担】

区 分			担 当 地 区
檜山広域行政組合せたな消防署			せたな町全域
せたな町消防団	北 檜 山 消 防 団	第1分団	北檜山、松岡、徳島、豊岡、兜野、愛知
		第2分団	西丹羽、丹羽、東丹羽、小倉山
		第3分団	若松、栄、富里、二俣、小川
		第4分団	太櫓、新成、共和(北檜山区)
	瀬 棚 消 防 団	第1分団	本町、南川、共和(瀬棚区)、大里、元浦(1～3区)
		第2分団	島歌、北島歌、元浦(4区)
	大 成 消 防 団	第1分団	長磯、貝取澗、平浜、宮野
		第2分団	花歌、久遠(東部)、久遠(西部)、本陣
		第3分団	都
		第4分団	上浦、富磯、太田

3. 気象警報等の通信連絡

(1) 洪水予報・水防警報指定河川

【洪水予報指定(平成11年2月26日)】

水系名	河川名	実施区域		予報基準点
		上流端	下流端	
後志利別川	後志利別川	右岸：今金町字美利河3地先 左岸：今金町国有未開地標柱	日本海	住吉・今金

【水防警報指定(昭和53年4月26日)】

水系名 河川名	直轄区間		指定状況						指定 河川	備 考
	河川 本数	河川 延長	指 定		未指定		非指定			
			本数	延長 (km)	本数	延長 (km)	本数	延長 (km)		
後志利別川	4	63.2	1	28.0	1	23.0	(1)3	12.2	幹川	(1)は 重複本数

(2) 水防活動用予報及び警報等の伝達

水防管理者は、函館地方気象台及び北海道開発局函館開発建設部から発表される水防活動用の各種予報及び警報等についての取扱責任者を総務対策部長とし、予報及び警報の処理にあたる。

【水防活動用予報及び警報等の種類】

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気 象 予 報 警 報 法第10条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第1項 第15条の2第1項	大雨注意報・大雨警報・ 大雨特別警報 高潮注意報・高潮警報・ 高潮特別警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報・ 津波特別警報	函館地方気象台	一般向け注意報・警報・特別警報の発表をもって代える
洪 水 予 報 法第10条第2項 法第11条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	函館開発建設部 函館地方気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水 防 警 報 (法第16条)	待機・準備・出動 ・指示・解除	函館開発建設部 北 海 道	水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

【洪水予報の種類、危険レベル水位名称等】

洪水の 危険レベル	洪水予報 の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	後志利別川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位	後志利別川 氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位 (特別警戒水位)	後志利別川 氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	後志利別川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に上昇するおそれがあるとき
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)	

【水位情報の種類と内容】

種 類	内 容
危険水位 (氾濫危険水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位
特別警戒水位 (避難判断水位)	避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考
警戒水位 (氾濫注意水位)	高齢者等避難開始等の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安
指定水位 (水防団待機水位)	水防団が出動のために待機する水位

【水防警報の種類、内容及び発表基準】

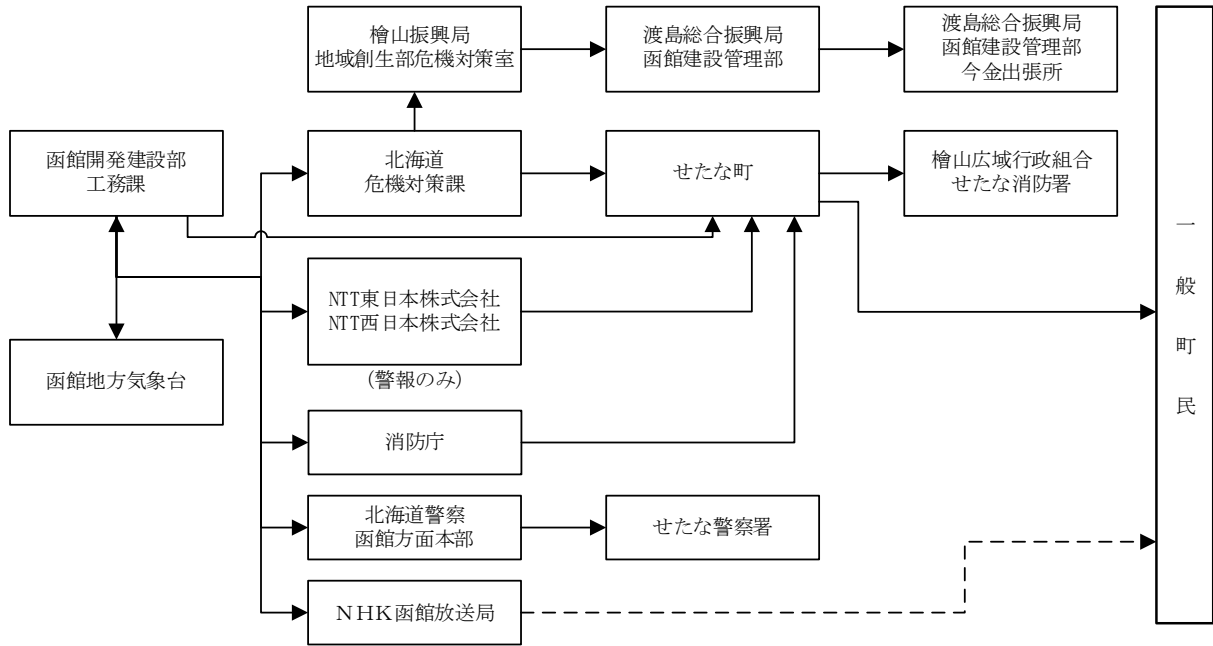
種類	内 容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量、その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動の必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

【後志利別川水位情報】(今金基準点 KP16.10 における水位)

後志利別川水位情報	北檜山区(北檜山、豊岡、西丹羽、丹羽、東丹羽、愛知、兜野、徳島) 瀬棚区(南川)
指定水位(水防団待機水位)	11.40
警戒水位(氾濫注意水位)	12.90
特別警戒水位(避難判断水位)	15.20
危険水位(氾濫危険水位)	15.80
計 画 高 水 位	16.59

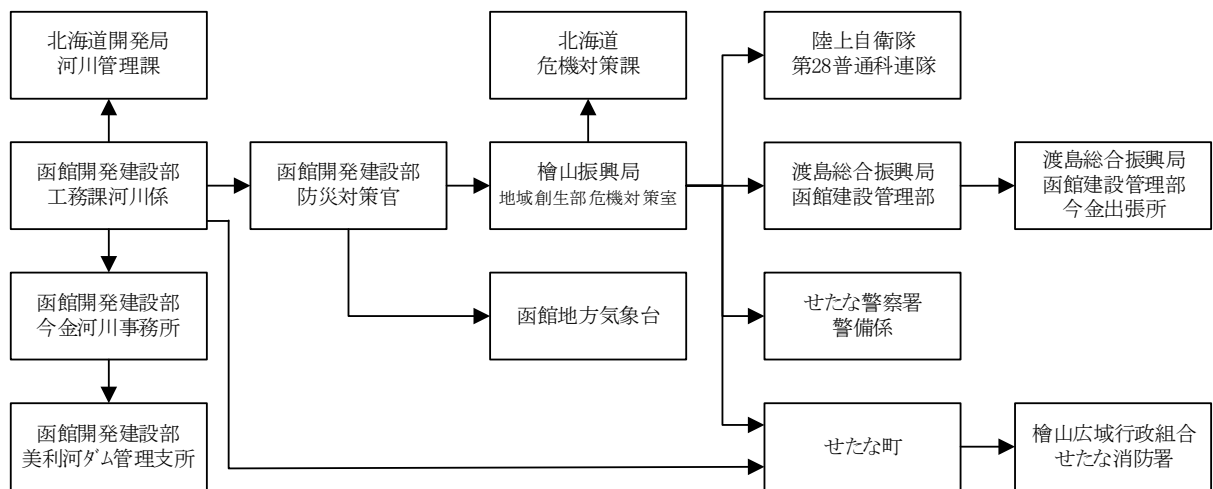
※避難判断水位設定の前提条件：(情報伝達に要する時間=1H)+(避難所等までの移動に要する時間=1H)

【洪水予報伝達系統図】



※注) ---▶ (点線) は、放送

【水防警報伝達系統図】



4. 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集及び把握

水防管理者又は水防関係機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防関係機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

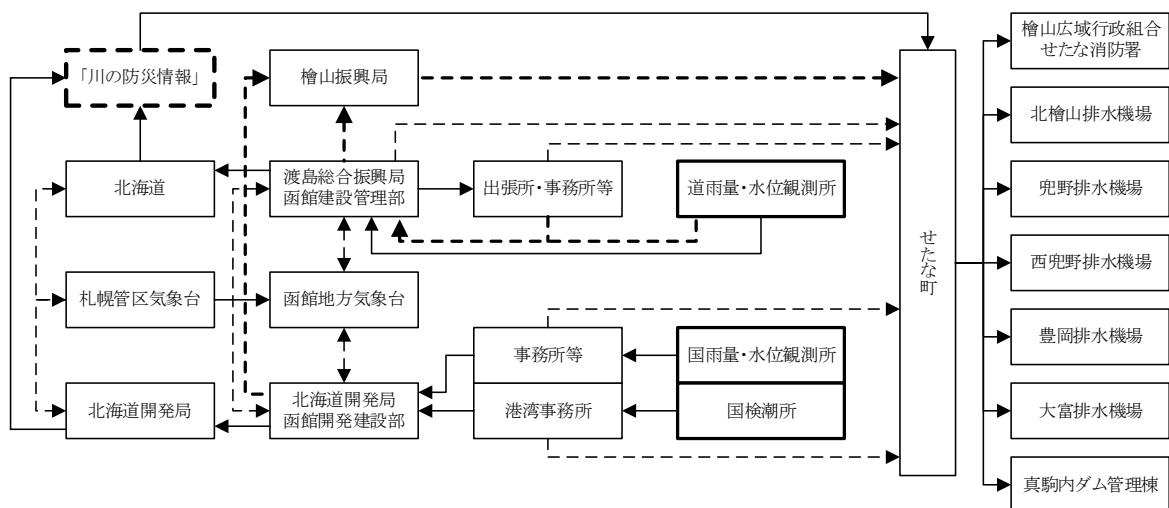
(1) 雨量の把握

総務対策部は気象情報又は気象状況によって相当の降雨があると認めるときは、水防区域を重点にその他危険と想定される箇所について、北海道開発局函館開発建設部今金河川事務所、美利河ダム管理支所、函館建設管理部今金出張所及び土地改良区等関係機関と連絡をとり、雨量等の情報把握及び北海道が所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することで通報される情報を把握し、水防管理者に報告するものとする。

(2) 水位の把握

総務対策部は、北海道及び北海道開発局が所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるとときに、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することで通報される情報を把握したときは、直ちにその旨を水防管理者に報告するとともに、水防活動に必要な体制を整えるものとする。

【雨量、水位観測の通信系統図】



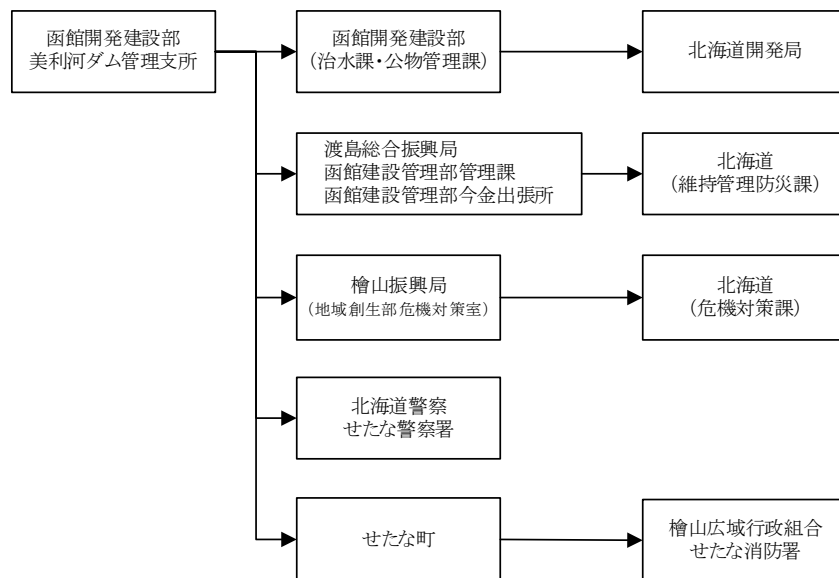
(注) ——— 通常の系統
 - - - - - 必要に応じ通報
 - · - · - 障害時
 □ 観測機関

5. ダム操作

(1) 美利河ダム

ダム管理者（美利河ダム管理支所長）は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。

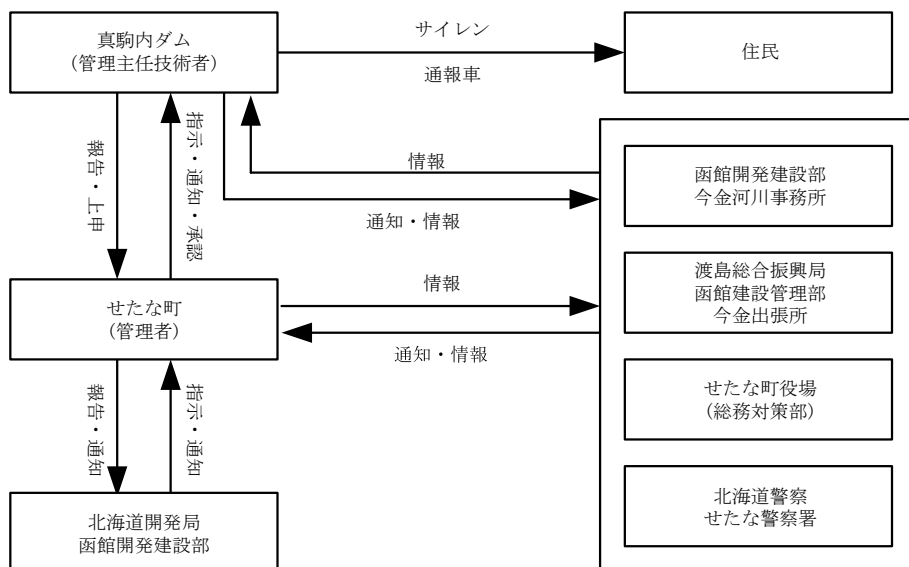
【美利河ダム情報伝達系統図】



(2) 真駒内ダム

ダム管理主任技術者（狩場利別土地改良区）は、出水時の放流を行うときは真駒内ダム管理規則に基づき、関係機関に対する通知（放流開始の少なくとも1時間前に通知）と、ダム地点から後志利別川合流点までの真駒内川の区間について一般住民に対する周知（5箇所に設置したサイレン及び防災行政無線にて）を行うものとする。

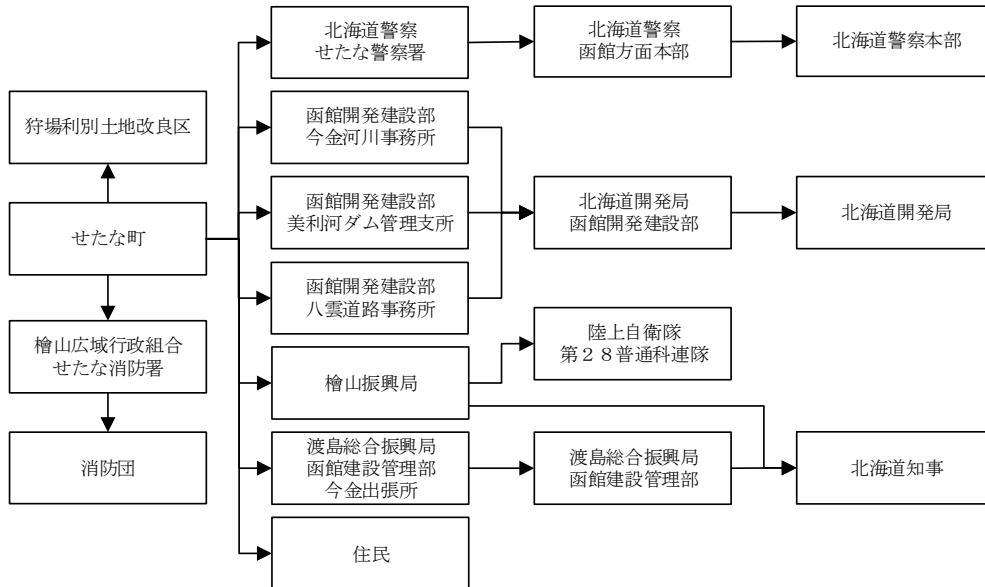
【真駒内ダム情報伝達系統図】



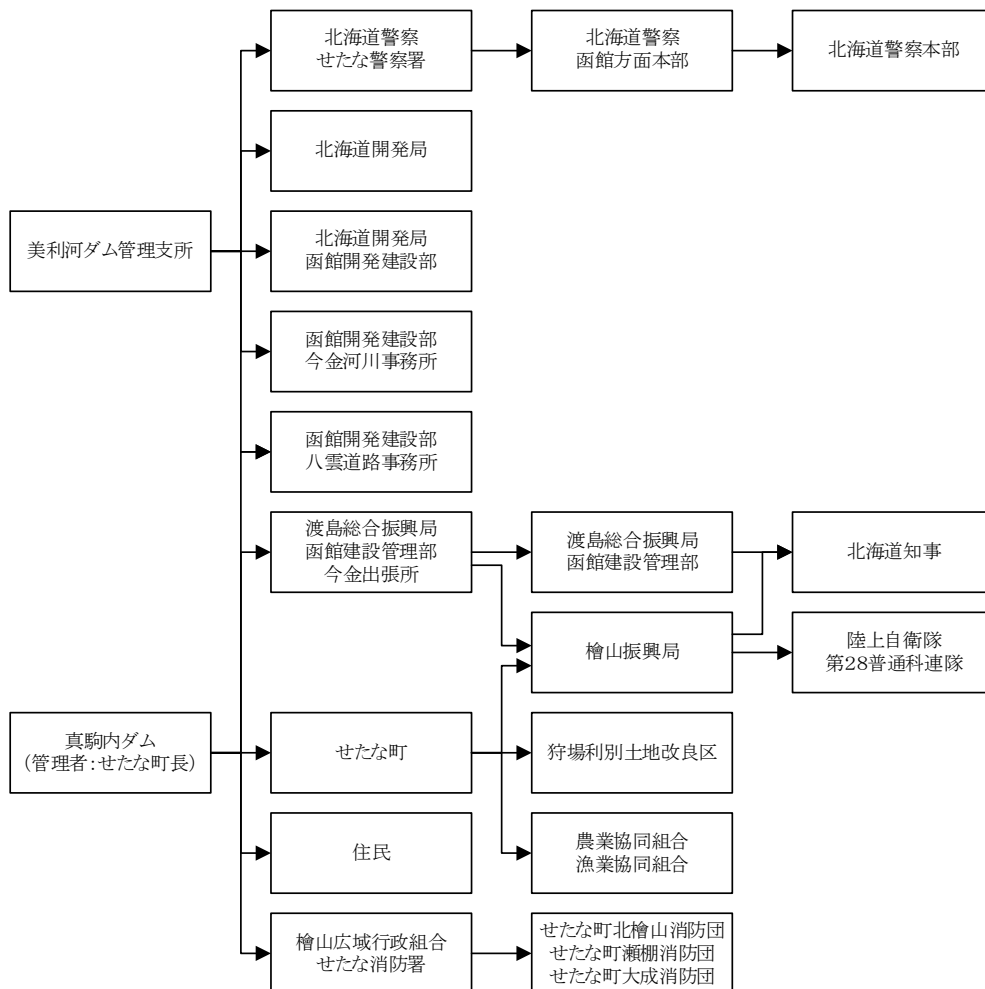
6. 決壊通報

堤防及びその他ダム等が決壊したときは、水防管理者及び消防署長、ダムの管理者は、直ちに次の系統図により通報するものとする。

【堤防等の決壊通報系統図】



【ダム決壊通報系統図】



7. 通信連絡

(1) 町の通信連絡

町の通信連絡は、一般有線通信及び携帯電話によるほか、防災行政無線、北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）等により行うものとする。

(2) 電気通信設備の優先利用等

水防法第27条第2項の規定により、水防管理者、消防署長、又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- ・北海道通信施設
- ・北海道警察本部通信施設
- ・北海道開発局通信施設
- ・自衛隊通信施設

8. 水防施設等

(1) 雨量観測所

観測所名	所在地	管理者	種別
大 富 観 測 所	せたな町北檜山区西丹羽	函館開発建設部	自記
小 倉 山 観 測 所	せたな町北檜山区小倉山	函館開発建設部	自記
河 口 観 測 所	せたな町瀬棚区南川	函館開発建設部	自記
太 櫓 観 測 所	せたな町北檜山区太櫓	函館建設管理部	自記
富 里 観 測 所	せたな町北檜山区富里	函館建設管理部	自記
せ た な 消 防 署	せたな町北檜山区豊岡	檜山広域行政組合せたな消防署	自動
せたな消防署大成支署	せたな町大成区都	檜山広域行政組合せたな消防署	自動
東大里気象観測所	せたな町瀬棚区東大里	せたな町	自動
農 業 セ ン タ ー	せたな町北檜山区二俣	せたな町	自記
真駒内ダム管理棟	せたな町北檜山区松岡	せたな町	自動

(2) 水位観測所

観測所名	所在地	管理者	種別
大 富 観 測 所	せたな町北檜山区西丹羽	函館開発建設部	自記
河 口 観 測 所	せたな町瀬棚区南川	函館開発建設部	自記
檜山真駒内川観測所	せたな町北檜山区豊岡	函館建設管理部	河川情報システム
太 櫓 川 観 測 所	せたな町北檜山区栄	函館建設管理部	河川情報システム
北 檜 山 排 水 機 場	せたな町北檜山区北檜山	函館開発建設部	自動
兜 野 排 水 機 場	せたな町北檜山区兜野	函館開発建設部	自動
真駒内ダム管理棟	せたな町北檜山区松岡	せたな町	自動
西 兜 野 排 水 機 場	せたな町北檜山区兜野	せたな町	自動
豊 岡 排 水 機 場	せたな町北檜山区豊岡	せたな町	自動

(3) 検潮所・潮位観測位置

港名	観測所	管理者	位置	種別
瀬棚港	瀬棚港	函館開発建設部	瀬棚区本町 港内防波堤	潮位

(4) 排水ポンプ場

区分	名称	台数	能力
河川	北檜山排水機場	1基	1.00m ³ /秒 × 2基 = 120m ³ /分
	兜野排水機場	1基	3.30m ³ /秒 × 2基 = 400m ³ /分
農業	西兜野排水機場	1基	2.40m ³ /秒 × 2基 = 285m ³ /分
	豊岡排水機場	1基	2.85m ³ /秒 × 2基 = 342m ³ /分
	大富排水機場	1基	0.70m ³ /秒 × 2基 = 84m ³ /分

(5) 水防倉庫

水防倉庫及び在庫状況は、次のとおりである。

なお、水防管理者は水防区域を随時調査し、これに対応する水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材等を備蓄するなど災害に備えるものとする。

区分	北檜山区		大成区		瀬棚区	
	本庁舎	せたな署	大総支	成合所	瀬総支	瀬棚分遣所
土のう袋(枚)	1,600	500	300		300	200
掛矢(丁)	3	1	2	1	5	2
スコップ(丁)	37	40	6	16	29	20
つるはし(丁)	3	1	3	5	6	2
なた(丁)	10		5	1	5	1
ロープ(m)	400	600	3	420	100	500
ハンマー(個)	2	5		10	2	3
万能おの(個)		6		5		5
懐中電灯(本)	15	14	11	13	10	12
ヘルメット(個)	15		20		40	
一輪車(台)		1	1			2
チェーンソー(台)		2		4		1
刈払機(台)		2		3		4
発電機(台)	10	9	3	4	3	3
投光器(基)	3	9	2	4	2	3
携帯拡声器(個)		9	2	9	2	3
救命胴衣(着)		40		39	150	46
救命浮環(個)		2		2	2	2
ゴムボート(艇)		1			1	
ローボート(艇)					10	

(6) 水防用土砂採取場等

水防活動の実施のために必要な土砂採取場は、せたな町建設協会との防災協定に基づき各業者で対応するものとする。

9. 輸送の確保

(1) 水防管理者の措置

水防管理者は、水防用資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

(2) 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、「第5章第14節 輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

10. 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、河川、ダム、溜池等の管理者から巡視要請があった時は、すみやかに関係区域及び施設の監視員を定めるものとする。

監視員は水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、直ちに水防管理者に報告するとともに、当該河川、ダム、溜池等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常監視及び警戒

水防管理者又は消防署長が非常配備を指令したときは、総務対策部長は水防に関係のある機関に対し通知するとともに、それと同時に建設対策部長は監視員を増員して災害のおそれのある水防区域及び警戒区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、報告を受けた水防管理者は檜山振興局長に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視にあたり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- 1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- 2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- 3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- 4) 堤防から水があふれている状況
- 5) (排・取) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- 6) 橋梁その他の構築物と取付部分の異常
- 7) 溜池については、次の事項に注意するものとする。
 - ア. 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - イ. 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - ウ. 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - エ. 流入水及び浮遊物の状況
 - オ. 周辺の地すべり等の崩落状況

11. 重要水防区域等

本町の区域内の河川等で水防上特に重要な区域は、「第4章第20節 災害危険区域及び整備計画」「別表1」のとおりである。

12. 浸水想定区域等

水防法第14条の規定により指定された洪水浸水想定区域の対象となる河川は、次のとおりである。

水系名	河川名	指定年月日	前提となる計画降雨
後志利別川	後志利別川	H28. 10. 31	後志利別川流域の1日間総雨量 351 mm

当該浸水想定区域図は、資料編のとおりである。

また、この区域における、洪水予報等の伝達方法および避難場所その他洪水時の避難の確保を図るための必要事項については、後志利別川洪水ハザードマップを作成し記載することとし、地域住民へ周知するため印刷物を配布するなど必要な措置を講じるものとする。

【浸水想定区域内の要配慮者利用施設】

区分	施設名	所在地
学校	せたな町立瀬棚小学校	瀬棚区本町
病院・診療所	せたな町立国保病院	北檜山区北檜山
	道南ロイヤル病院	北檜山区北檜山
事業所・施設	デイサービスさくら	北檜山区北檜山
	グループホームはるかぜ	北檜山区徳島
	せたな町障害者グループホームのぞみ	北檜山区北檜山

13. 水防活動

(1) 重要水防区域の監視

災害の発生するおそれのあるときは、建設対策部は随時当該地区を巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、その施設の管理者に対して必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(2) 非常配備体制

水防管理者は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため必要があると認めたときは、非常配備の体制をとるものとする。

非常配備の基準及び伝達方法は「第3章第1節 組織計画」によるものとする。

なお、水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる基準はおおむね次のとおりである。

①出動準備

水防管理者は次の場合、水防団及び消防機関に対し出動準備をさせるものとする。

- 1) 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水、高潮等の危険が予想される時。
- 2) 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。
- 3) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがある場合、かつ出動の必要が予測される時。
- 4) その他気象状況等により洪水、高潮の危険が予想される時。
- 5) 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

②出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに水防団及び消防機関を、出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- 1) 水防警報により出動の指令が発令されたとき。
- 2) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- 3) 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。
- 4) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- 5) 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

(3) 警戒区域の指定

水防法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防署員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

(4) 警察官の警戒区域の設定

上記(3)の場所において、水防団長、水防団員又は消防署員がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防署員の職権を行うことができるものとする。

警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者及び消防署長、警察署長にその旨を報告する。

14. 水防作業

建設対策部及び消防機関は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

15. 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところによる。

- ① 水防法第29条の規定により、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた北海道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、警察署長にその旨を通知するものとする。
- ② 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するものとする。
- ③ 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

16. 緊急通行

水防法第19条の規定により、水防団長、水防団員及び消防署員並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

また、水防管理団体は、水防法第19条第2項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

17. 決壊・越水等の通報

水防法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防署長又はダム等の管理者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には町長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

18. 決壊・越水後の措置

水防法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防署長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

19. 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

20. 協力及び応援

(1) 水防管理団体相互間の応援（水防法第23条第1項、第2項）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

なお、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

(2) 警察官の援助の要求（水防法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求めることができる。

(3) 自衛隊の災害派遣の要請の要求（自衛隊法第83条第1項）

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、「第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、檜山振興局長に対して派遣の要請を依頼するものとする。

21. 水防信号

水防法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- ①第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- ②第2信号 水防団員及び消防署員の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- ③第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- ④第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。
- ⑤地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休 止-○-休 止-○-休 止-○-休 止
第4信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○-休 止-○-

備考

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、防災行政無線、広報車、口頭伝達等により周知すること。

22. 公用負担

(1) 公用負担

水防法第28条第1項、第2項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防署長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

なお、水防管理団体は水防法第28条第3項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

- 1) 必要な土地の一時使用
- 2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- 3) 車両その他の運搬用機器の使用
- 4) 排水用機器の使用
- 5) 工作物その他の障害物の処分

(2) 損失補償

水防管理団体は水防法第28条第2項の規定により、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

23. 水防報告等

(1) 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに檜山振興局長に報告するものとする。

- 1) 消防機関を出動させたとき。
- 2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき。
- 3) その他報告の必要があると認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、次に定める様式による水防活動実施報告を翌月5日までに檜山振興局長に2部報告するものとする。

水防活動実施報告書

(市町村名) 自 年 月 日
至 年 月 日

区分	水防活動	使用資材費			備考
	活動延人数	主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分 前回迄	人	円	円	円	
月 分					
小計					
累計					

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

24. 水防訓練

水防管理者は、消防署員及び消防団員に対し、水防作業の技能を習得させるため、水防法第35条に定めるところにより毎年水防訓練を実施しなければならない。

25. 災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防法第45条の規定により、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 予防対策

防災関係機関は、海岸線及び内陸部における風害（霧害を含む）を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するとともに、農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとするとともに、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪及びなだれ等の災害に対処するための予防対策及び応急対策については、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するための計画は、次に定めるところによる。

1. 除雪路線の実施分担

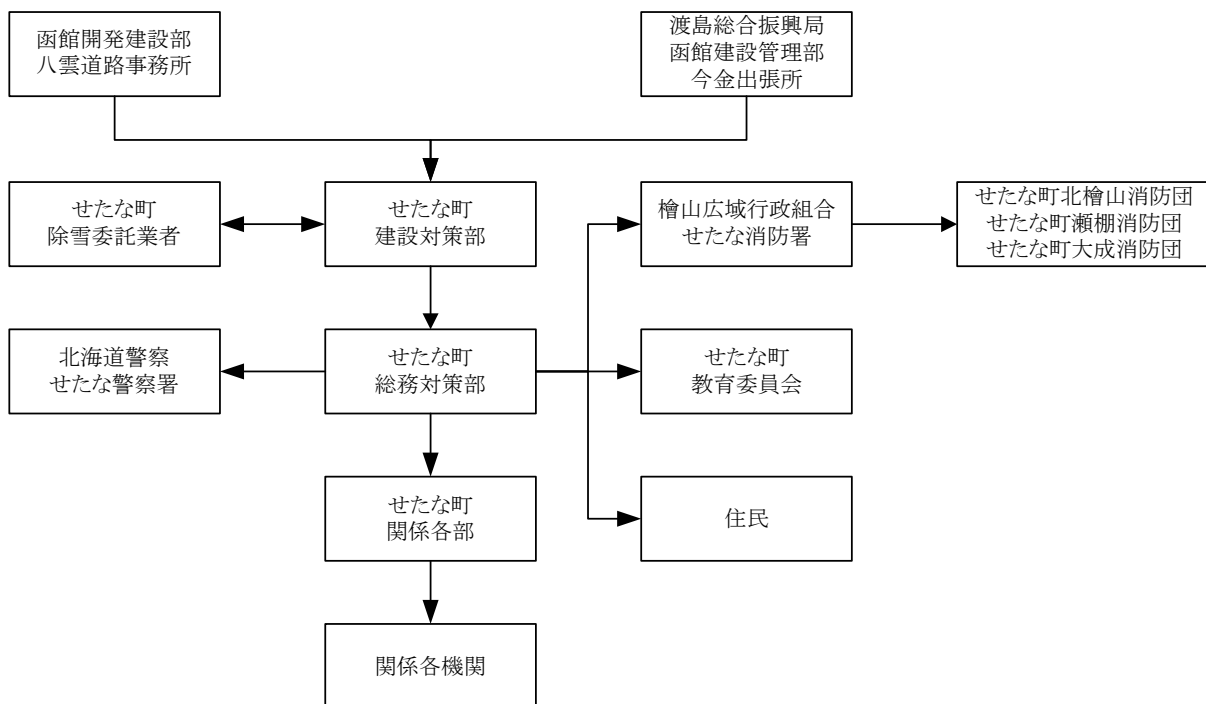
除雪路線は、特に交通確保が必要な主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- ①国道の除雪は、北海道開発局函館開発建設部八雲道路事務所が実施する。
- ②主要道道及び一般道道の除雪は、函館建設管理部今金出張所が実施する。
- ③町道の除雪は、町が実施する。その内容は、特に交通確保が必要な主要道路を優先し、毎年度作成する除雪計画による。

2. 雪害情報の連絡体制

雪害に関する情報や避難指示などが円滑に伝わるよう連絡系統を次のとおりとする。

【雪害情報系統図】



3. 除雪機械等の整備点検

町長及び道路管理者は、除雪作業を迅速かつ効率的にするため、除雪機械の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材持ち業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

4. 警戒体制

各関係機関は、函館地方気象台が発表する気象等に関する特別警報、警報、注意報並びに情報等と現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

5. 積雪時における消防対策

町は、除雪計画路線のほか住宅密集地の道路について、常に消防車両の運行に支障のないよう除雪を行うものとする。

消防水利については、消防署員及び消防団員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないように守るものとする。

また、積雪により消防車両の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

6. 雪害時の応急対策

積雪が甚だしく、交通が途絶している地区の住民に対しては、食料・燃料等の供給、急患輸送、教育等の救援対策を行う。

7. 通信・電力施設の雪害防止対策

N T T東日本株式会社北海道事業部北海道南支店、北海道電力ネットワーク株式会社八雲ネットワークセンター及び江差ネットワークセンターは、雪害の発生が予想されるときは着氷雪による被害防止のため、それぞれ必要な警戒体制を整え、通信・電力の確保に努めるものとする。

8. なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

9. 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設置にあたっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ①雪捨場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- ②河川等を利用して雪捨場を設置する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による出水、なだれ等の災害に対処するための予防対策及び応急対策については、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するための計画は、次に定めるところによる。

1. 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては、函館地方気象台等の関係機関と密接な連絡を取り、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・なだれ等の予測に努めるものとする。

2. 水防区域等の警戒

出水等に備え、「第4章第11節 水害予防計画」に定める警戒・通報体制を取るものとする。

3. 河川内障害物の除去及び施設の整備点検

町及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努めるとともに、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を行うものとする。

また、土地改良区も同様に水路等の施設の整備点検に努めるものとする。

4. 道路の除排雪

町及び道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5. 融雪災害時の応急対策

出水災害等が発生したときは、必要に応じ住民の避難等の応急対策を講ずるものとする。

6. 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材持ち業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

7. 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第15節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の未然防止と軽減のため、国、北海道と協力し、漁港、護岸、防潮堤等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、監視警戒体制を確立し、被害防止に努めるための計画は、次に定めるところによる。

1. 海岸保全

海岸地域を高波、高潮から防護するために海岸施設の整備事業を促進し、被害防止に努めるものとする。

また、漁港管理者は、波除堤、係留杭等の施設を点検し、必要な整備を行うとともに、水路の確保、係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行う。

2. 船舶と漁湾の管理

漁港内に係留する船舶の所有者及び管理者は、高波・高潮による船舶の流出防止に努める。

3. 監視警戒体制の確立

気象等に関する特別警報、警報、注意報並びに情報等を受信した場合はただちに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位・波高を監視するものとする。

4. 水防体制の確立

高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

5. 危険区域等の周知

本町は、高波・高潮・津波等の危険区域が、北檜山区に2箇所、大成区に10箇所、瀬棚区に16箇所指定されている。

危険区域について地域住民に情報提供するとともに、高波・高潮・津波等に関する情報の収集と伝達、災害発生時の対応等について、周知徹底を図る。

第16節 土砂災害の予防計画

この計画は、地すべり、急傾斜地の崩壊（崖崩れ）、土石流等の災害を予防するため、これらの災害危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立のための計画は、次に定めるところによる。

1. 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

2. 地すべり対策

本町は、地すべり危険区域が、北檜山区に2箇所、大成区に5箇所、瀬棚区に20箇所指定されている。

(1) 地すべり防止対策

- ①地すべり防止区域及び地すべり危険地区に対処する治山工事等を推進する。
- ②土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区に関する資料を関係住民に提供するとともに、標示板等を設置して周知徹底を図り、警戒避難体制を確立する。
- ③地すべり防止区域及び地すべり危険地区に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図る。

3. 急傾斜地崩壊等対策

本町は、急傾斜地崩壊危険区域が、北檜山区に12箇所、大成区に39箇所、瀬棚区に11箇所指定されている。

また、山腹崩壊危険地区が、北檜山区に68箇所、大成区に61箇所、瀬棚区に43箇所指定されている。

(1) 急傾斜地崩壊等防止対策

- ①急傾斜地崩壊等に対処する治山工事等を推進する。
- ②土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区に関する資料を関係住民に提供するとともに、標示板等を設置して周知徹底を図り、警戒避難体制を確立する。
- ③急傾斜地崩壊等に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図る。

4. 土石流等対策

本町は、土石流危険渓流区域が、北檜山区に5箇所、大成区に30箇所、瀬棚区に7箇所指定されている。

また、崩壊土砂流出危険地区が、北檜山区に74箇所、大成区に39箇所、瀬棚区に30箇所指定されている。

(1) 土石流等防止対策

- ①土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に対処する治山工事等を推進する。

- ②土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に関する資料を関係住民に提供するとともに、標示板等を設置して周知徹底を図り、警戒避難体制を確立する。
- ③土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図る。

5. 警戒、避難の基準及び指導

(1) 警戒、避難基準

警戒、避難基準は、原則として降雨量等に基づいて設定するものとし、過去における土砂災害、地震、大雨による被害、道路の状況、警戒避難のための基準雨量等を参考にしながら、次の場合は町民が自発的に警戒・避難するように指示する。

- ①立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れる音が聞こえた場合。
- ②溪流の水が急に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合。
- ③地震及び降雨が続いているのに水位が急激に減少しはじめた場合（上流で土砂崩壊があり、流れをせき止められたおそれがある場合）。
- ④溪流付近の斜面崩壊が発生した場合及びその兆候があった場合。

(2) 予報、警報及び避難指示等

予報、警報及び避難指示等は、迅速かつ正確に地域住民に伝達し、周知されるようにするほか、地域住民自ら異常気象時に的確に判断できるように指導する。

(3) 避難方法

避難方法については、土石流危険渓流に直角の方向に避難する等安全な方法を地域住民に周知徹底するよう指導する。

(4) 避難場所

- ①地すべり、急傾斜地の崩壊（崖崩れ）、土石流等によって被害を受けるおそれのない場所であること。
- ②保全対象人家からできる限り近距離にあること。

6. 警戒避難体制の整備

地すべり、急傾斜地の崩壊（崖崩れ）等、土石流等の災害危険区域では、「別表1」のとおり警戒避難基準雨量表に基づき、警戒避難体制の基準を定める。

(1) 情報の収集及び伝達

危険区域の状況等応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、「第5章第1節 災害情報収集・伝達計画」及び「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 警戒巡視員による危険地区の巡視及び警戒

- ①町長は、危険地域毎に警戒巡視員を定め、降雨気象警報発令中又は必要に応じて当該危険地区を巡視することを命じ、必要事項を報告させるものとする。
- ②警戒巡視員は建設対策部、産業対策部の中から町長が任命する。
なお、防災協定を締結している町建設協会に依頼することができる。
- ③警戒巡視員は、危険地区を巡視した場合、表層、地表水、湧水、亀裂、樹木等の傾倒など必要事項について報告するものとする。

7. 土砂災害警戒区域等対策

本町は、土砂災害警戒区域が、大成区に 69 箇所、瀬棚区に 62 箇所、北檜山区に 57 箇所の計 188 箇所指定されている。土砂災害警戒区域等の対策は、次のとおりとする。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

①土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等の指定があったときは、指定区域の図書を縦覧するとともに、指定区域内の住民周知を図る。

②土砂災害ハザードマップの作成・配布

区域の指定があったときは、土砂災害警戒区域等及び避難経路・避難場所等を記したハザードマップを作成し、地域住民に配布する。

③警戒・避難に関する情報の収集及び伝達

気象庁、北海道、防災情報提供機関及び報道機関が提供する気象、降雨や警戒避難に関する情報をテレビ、ラジオ、インターネット等により収集する。

また、これらの情報の収集方法及び土砂災害の予兆現象の把握方法について住民に周知する。

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定により指定された要配慮者利用施設は、次のとおりである。

【土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設】

区分	施設名	所在地
学校	久遠小学校	大成区都
児童福祉施設	大成保育園	大成区都
	大成子育て支援センター	大成区都
	大成学童保育所	大成区都

(3) 避難指示等の判断及び伝達

①避難指示等の判断

土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。

また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

②避難指示等の伝達

避難指示等の伝達方法は、「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」を基本とする。

(4) 避難・救助

①避難路・避難場所

避難経路及び避難場所は、ハザードマップに示すとおりとする。

②避難の方法及び救助

住民の避難誘導にあたっては、「第5章第4節 避難対策計画」に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、要配慮者にも十分配慮する。（「第4章第7節 避難行動要支援者対策計画」参照）

③自主防災組織

自主防災組織は、「第4章第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」に基づき、育成・強化を図る。

(5) 土砂災害特別警戒区域における特記事項

北海道と連携して住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可、建築基準法に基づく建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれがある建築物等の所有者に対し、移転等の勧告の措置を行う。

別表1【警戒避難基準雨量表】

警戒体制の区分	地区名	降雨の状況	配備体制	措置基準
第1警戒体制	指定区域全域	1. 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の日雨量が50mmを越えたとき。 2. 前日までの連続雨量が40～100mmで当日の雨量が80mmを越えたとき 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100mmを越えたとき	「第3章第1節組織計画」に定める第1非常配備による。	1. 危険区域の巡視及び警戒 2. 住民広報
第2警戒体制	指定区域全域	1. 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の雨量が50mmを越え時雨量30mmの強雨が降りはじめたとき。 2. 前日までの連続雨量が40～100mmで当日の日雨量が80mmを越え時雨量が30mmの強雨が降りはじめたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100mmを越え時雨量30mmの強雨が降りはじめたとき。	「第3章第1節組織計画」に定める第2非常配備による。	1. 住民の避難準備 2. 警告（基本法第56条による） 3. 避難の指示（基本法第60条による）

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努めるための計画は、次に定めるところによる。

1. 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、北海道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害防止に努める。

2. 避難救出措置等

積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱第9」に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

- ①積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- ②積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

3. 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、北海道開発局函館開発建設部、函館建設管理部等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- ①除雪体制の強化
 - 1)道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
 - 2)道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- ②積雪寒冷地に適した道路整備の促進
 - 1)道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
 - 2)道路管理者は、吹雪等による交通障害を予防するため、防雪対策の促進を図る。

4. 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町及び北海道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町、北海道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

5. 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

第18節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するための計画は、次に定めるところによる。

1. 予防対策

- ①町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- ②町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- ③町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 業務継続計画の策定

災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るための計画は、次に定めるところによる。

1. 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2. 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 町

災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3. 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第20節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される重要警戒区域の実情を調査し、容易に応急対策が講ぜられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1. 災害危険区域

本町において発生が予想される災害の種類、地域等は次のとおりである。

- 1) 「別表1」水防危険区域
- 2) 「別表2」水防危険区域（北海道管理河川）
- 3) 「別表3」市街地における低地帯の浸水予想区域
- 4) 「別表4」高波、高潮、津波等危険区域
- 5) 「別表5」地すべり危険区域
- 6) 「別表6」急傾斜地崩壊危険区域
- 7) 「別表7」土石流危険溪流
- 8) 「別表8」山地に起因する災害危険箇所
- 9) 「別表9」土砂災害警戒区域

上記の災害危険区域の位置は、資料編に示すとおりである。

また、洪水予報河川（後志利別川）に係る水防法第14条の規定に基づく浸水想定区域は、資料編「後志利別川水系後志利別川 浸水想定区域図」のとおり。

別表1 水防危険区域

地区名	対図番号	危険区域						予想される被害				整備計画	
		地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延長 (km)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他(㎡)	実施機関	概要
北 檜 山 区	K1	西丹羽	後志利別川	1級冷水川	合流点から 3.2	両岸 3,200	溢水	42			田 145	北海道(建設部)	(H9完了)
	K2	愛知	後志利別川	1級鯨川	合流点から 1.3	両岸 600	溢水	8			田 230	北海道(建設部)	計画検討中
	K3	愛知	後志利別川	1級丸山川	合流点から 2.0	両岸 2,000	溢水	15			田 105	北海道(建設部)	事業実施中
	K4	愛知	後志利別川	1級トンケ川	合流点から 2.0	両岸 2,000	溢水	4			田 60	北海道(建設部)	事業実施中
	K5	西丹羽	後志利別川	1級不逢川	合流点から 1.0	両岸 2,000	溢水	6			田 50	北海道(建設部)	計画検討中
	K6	東丹羽	利別目名川	1級武沢川	合流点から 1.6	両岸 2,000	溢水	10			畑 20 田 120	北海道(農政部)	事業計画中
	K7	若松(上若松)	太櫓川	2級太櫓川	(本流)	両岸 2,000	溢水	6			田 60	北海道(農政部)	計画検討中
	K8	若松(下若松)	太櫓川	2級太櫓川	(本流)	1,000	溢水(無堤地区)	1			田 20	北海道(建設部)	計画検討中
	K9	共和	太櫓川	2級太櫓川	(本流)		溢水	3			田 30	北海道(建設部)	計画検討中
	K10	豊岡	後志利別川	1級真駒内川	合流点	右岸 300	溢水	1				国(開発局)	計画検討中
	K11	徳島	後志利別川	1級真駒内川			溢水(樋門未設置)	2				北海道(建設部)	計画検討中
	K12	徳島	後志利別川	蛇沢川		2,000	河川崩壊	1				北海道(農政部)	計画検討中

(水防危険区域)

地区名	対図番号	危険区域						予想される被害				整備計画	
		地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延長 (m)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概要
瀬棚区	S1	南川	後志利別川	1級後志利別川	河口から 0.2	右岸 300	溢水	6	南川青年研修所 1	国道 229 号線	田 4.0 畑 2.0	開発局	H12 工事施工済
	S2	本町	馬場川	2級河川馬場川	河口から 17.3	左岸 500	決壊	170	児童会館 1	道道西大里瀬棚停車場線	田 4.0	北海道建設部	H7～12 高潮対策工事施工済
	S3	共和	最内川	準用河川最内川	河口から 5.5	左岸 6,000 右岸 6,000	溢水	9	生活改善センター1	道道東大里瀬棚停車場線	田 30.0 畑 3.0	町	一部災害復旧工事施工済
	S4	共和(荒木)	最内川	準用河川第1最内川	河口から 5.6	左岸 3,400 右岸 3,400	溢水	3		道道東大里瀬棚停車場線	田 12.0 畑 2.0	町	一部災害復旧工事施工済
	S5	本町	法華寺川	普通河川法華寺川	河口から 1.5	左岸 2,400 右岸 2,400	溢水	30		町道寺町通り線	畑 1.0	町	S56～H5 河川改修工事施工済
	S6	島歌1区	島歌川	普通河川島歌川	河口から 6.0	左岸 200 右岸 200	溢水	10	白岩漁村センター1	町道白岩線	畑 1.0	町	計画検討中
	S7	島歌2区	吹込川	普通河川吹込川	河口から 1.3	左岸 200 右岸 200	溢水	5	母と子の家 1	国道 229 号線		町	一部災害復旧工事施工済
	S8	島歌3区	切梶川	普通河川切梶川	河口から 6.0	左岸 200	溢水	11	島歌生活館 1	町道長浜線		町	一部災害復旧工事施工済
	S9	北島歌2区	須築川	普通河川須築川	河口から 6.0	左岸 1,000 右岸 1,000	決壊	20	へき地保健福祉館 1	国道 229 号線		町	一部災害復旧工事施工済

(水防危険区域)

地区名	対図番号	危険区域						予想される被害				整備計画	
		地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延長 (km)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他 (人)	実施機関	概要
大成区	T1	太田	砥歌川	普通河川 砥歌川	河口から 0.1	左岸 150 右岸 150	決壊	15	振興会館 1	道道北檜山大成線 町道太田市街地線 町道太田スタップ線		北海道建設部	S38～39 S61～63 砂防ダム工事施工済
	T2	富磯	富岡川	普通河川 富岡川	河口から 0.1	左岸 100 右岸 100	溢水	2		道道北檜山大成線		町	S5 治山ダム工事施工済
	T3	上浦	上古丹川	普通河川 上古丹川	河口から 0.4	左岸 500 右岸 500	決壊 溢水	45	生活館 1	町道沢町通線 町道沢町通南線	畑 0.2	町	S51～52、56、H1、4～8 一部改修済
	T4	上浦	上古丹川	普通河川 柳瀬川	河口から 0.1	左岸 500 右岸 500	決壊 溢水	5		町道沢町通南線		町	H1、12 一部改修済
	T5	上浦	笠島の沢川	普通河川 笠島の沢川	河口から 0.2	左岸 200 右岸 200	決壊 溢水	7		道道北檜山大成線	畑 0.1	町	S55、56 一部改修済
	T6	都	常願寺川	普通河川 常願寺川	河口から 1.0	左岸 300 右岸 300	決壊 溢水	23		道道北檜山大成線		町	S52、54、58 一部改修済 H14～15 砂防ダム工事施工済
	T7	本陣	本陣川	普通河川 本陣川	河口から 0.1	左岸 500 右岸 500	決壊 溢水	20		道道北檜山大成線 町道本陣川線 町道本陣水源線	畑 0.1	町	H1、9 一部改修済
	T8	本陣	常盤川	普通河川 常盤川	河口から 0.1	左岸 100 右岸 300	決壊 溢水	19	児童館 1	道道北檜山大成線 町道常盤街道線	商工会館 1	町	S53～60、61 一部改修済
	T9	久遠	守山川	普通河川 守山川	河口から 0.1	左岸 200 右岸 200	決壊 溢水	10		道道北檜山大成線 町道久遠市街地線		町	S53 一部改修済
	T10	久遠	建岩川	普通河川 建岩川	河口から 0.1	左岸 100 右岸 100	決壊 溢水	6		道道北檜山大成線 町道建岩沢通線		町	S52～62 一部改修済
	T11	花歌	湯の尻川	普通河川 湯の尻川	河口から 0.1	左岸 500 右岸 500	決壊 溢水	10		町道湯の尻墓地街道線		北海道建設部	S51～52 砂防ダム工事施工済
	T12	花歌	シベット川	普通河川 シベット川	河口から 0.3	左岸 300 右岸 300	決壊 溢水	14	生活館 1	道道北檜山大成線 町道花歌街道線		町	S58、59 H4～5 一部改修済
	T13	富野	白別川	準用河川 白別川	河口から 0.9	左岸 3,300 右岸 3,300	決壊 溢水	12		国道 229 号線		北海道建設部	S45、46 砂防ダム工事施工済
	T14	富野	白別川	準用河川 冷水川	河口から 0.5	左岸 800 右岸 800	決壊 溢水	49		国道 229 号線		町	S51、54、55、60、H2～7 一部改修済
	T15	富野	小川	普通河川 小川	河口から 0.3	左岸 1,000 右岸 1,600	決壊 溢水	12		道道北檜山大成線 町道富野スタップ線		北海道建設部	S47、48 H5～7 砂防ダム工事施工済

(水防危険区域)

地区名	対図番号	危険区域					予想される被害				整備計画		
		地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延長 (km)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他 (注)	実施機関	概要
大成区	T16	平浜	弓山川	普通河川 弓山川	河口から 0.1	左岸 150 右岸 150	決壊 溢水	2	小学校 1	国道 229 号線 町道平浜弓山線		町	S54、H5、6～8 一部改修済
	T17	平浜	平田内川	普通河川 平田内川	河口から 0.1	左岸 200 右岸 200	決壊 溢水	7		国道 229 号線		町	S57 一部改修済
	T18	貝取澗	貝取澗川	準用河川 貝取澗川	河口から 0.2	左岸 1,100 右岸 1,100	決壊 溢水	20	水産種苗センター1	国道 229 号線 町道白泉常盤線 町道折戸釜歌線	国民宿舎 1	町	S50～62 H12 一部改修済
	T19	貝取澗	横澗川	普通河川 横澗川	河口から 0.1	左岸 1,000 右岸 500	決壊 溢水	6		国道 229 号線		町	S56 一部改修済
	T20	長磯	荷菱内川	普通河川 荷菱内川	河口から 0.1	左岸 200 右岸 200	決壊 溢水	2		国道 229 号線			
	T21	長磯	高橋の沢川	普通河川 高橋の沢川	河口から 0.1	左岸 300 右岸 300	決壊 溢水	10		国道 229 号線		町	S57 一部改修済
	T22	長磯	越前川	普通河川 越前川	河口から 0.1	左岸 200 右岸 200	決壊 溢水	6		国道 229 号線		町	S50 治山谷止工事施工済
	T23	長磯	高畑の沢川	普通河川 高畑の沢川	河口から 0.1	左岸 200 右岸 200	決壊 溢水	5		国道 229 号線		町	S50 治山谷止工事施工済

別表2 水防危険区域(北海道管理河川)

・1級河川：後志利別川水系(水系番号：8349)

No.	河川番号	河川名	管理延長(km)
1	10	後志利別川	0.20
2	50	真駒内川	17.00
3	75	長淵川	0.50
4	80	鱒川	3.50
5	90	丸山川	2.10
6	95	丸山川分水路	0.50
7	100	冷水川	5.00
8	110	下の沢川	2.50
9	120	トンケ川	4.00
10	130	不逢川	2.50
11	180	利別目名川	17.00
12	190	ボン目名川	6.20
13	200	武沢川	4.00
14			
15			

・2級河川

No.	水系番号	水系名	河川番号	河川名	管理延長(km)
1	8302	平田内川	10	平田内川	0.04
2	8307	白別川	10	白別川	0.54
3	8308	小川	10	小川(おがわ)	0.50
4	〃	上古丹川	10	上古丹川	0.08
5	8334	砥歌川	10	砥歌川	0.12
6	8348	太櫓川	10	太櫓川	18.20
7	8348	太櫓川	20	小川(おがわ)	7.60
8	〃	〃	110	濁川	0.60
9	〃	〃	135	上若松川	0.40
10	〃	〃	140	二俣川	9.40
11	8352	馬場川	10	馬場川	4.00
12					
13					
14					
15					

別表3 市街地における低地帯の浸水予想区域

地区名	対図番号	危険区域				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
		地区名	場所	危険区域面積(ha)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
北檜山区	K1	緑町地区	徳島団地	1.0	内水氾濫	56	病院1 公営住宅2	都市計画道路 3・4・7公園通								開発局	排水機場完成(S59)
	K2	新町地区	新町団地(12班)	1.6	内水氾濫	37		町道豊岡鍋坂線 町道豊岡鍋坂 支線1号線								町	計画検討中
	K3	寿町地区	東照寺	0.9	排水不良	25		町道寿町4号線								町	計画検討中
	K4	寿町地区	(仮称)鈴木団地	1.6	排水不良	24		町道南5号線								町	計画検討中

別表4 高波、高潮、津波等危険区域

地区名	対図番号	危険区域				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画			
		海岸名	海岸危険区域延長(m)	指定済延長(m)	海岸保全施設のある区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
															全部	一部		
北檜山区	K1	鶴泊 良留石	500	1,695 1,617	0 400	高潮	15		道道北檜山 大成線	荷揚場1 倉庫1	北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道	完了(S57)
	K2	古樽多 太樽	2,000	1,512 505	250 505	高潮	120	集会所1 郵便局1	道道北檜山 大成線	倉庫4	北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道	完了(H7)

(高波、高潮、津波等危険区域)

地区名	対 図 番 号	危険区域				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画			
		海岸名	海岸危険 区域延長 (m)	指定済 延長 (m)	海岸保全 施設のある 区域延 長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定 番号	危険区域 との関連		実施機関	概要
															全部	一部		
瀬 棚 区	S1	嗣内	450	0		高波	15		国道229号線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228				
	S2	長浜	450	1,755		高波	27		国道229号線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228				
	S3	須築	700	0		高波			国道229号線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228				
	S4	瀬棚港	10,000 (㎡)			高波		荷捌所1 給油施設1 製氷施設1		漁船84							開発局	H8～9 工事施工済
	S5	中歌漁港	5,000 (㎡)			高波		集荷所1		漁船33	北海道	海岸法	H4.4.28	644			北海道 水産林務部	工事施工済
	S6	虻羅漁港	10,000 (㎡)			高波		集荷所1		漁船54							北海道 水産林務部	工事施工済
	S7	吹込漁港	8,000 (㎡)			高波				漁船43							北海道 水産林務部	工事施工済
	S8	須築漁港	20,000 (㎡)			高波		集荷所1 給油施設1		漁船85							開発局	工事施工済
	S9	美谷漁港	10,000 (㎡)			高波		集荷所1		漁船46	北海道	海岸法	S40.3.11	436			北海道 水産林務部	工事施工済
	S10	島歌	4,950	2,460		高波	76	小学校外7	国道229号線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 建設部	計画検討中
	S11	中歌	5,320	1,801		高波	49	小学校外3	国道229号線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 建設部	
	S12	北島歌	10,097	960		高波	15		国道229号線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 建設部	
	S13	瀬棚港 瀬足内	3,103	960	400	高波	125	児童館1			北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	町	S42～57 海岸保全 工事施工済
	S14	瀬棚港 三本杉	1,568	1,420	788	高波	69	水産物保管作 業所1			北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	町	海岸保全工事施工 済 高潮・津波等対 策施工済
	S15	南川				高波	7	青年研修所1			北海道	海岸法	H1.12.7	1844		○	北海道 農政部	H2～工事施工中
	S16	本町				高波	170	児童会館1								○	開発局	工事施工済

(高波、高潮、津波等危険区域)

地区名	対 図 番 号	危険区域				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画			
		海岸名	海岸危険 区域延長 (m)	指定済 延長 (m)	海岸保全 施設のある 区域延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定 番号	危険区域との関連		実施機関	概要
															全部	一部		
大 成 区	T1	太田	5,036	2,442	780	高波 高潮 津波	31	振興会館1 消防コミュニティ センター1	道道北檜山大成 線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 建設部	護岸工事施工済 H7～8 砥歌川高潮 対策事業施工済
	T2	富磯	4,263	4,263	226	高波 高潮 津波	20		道道北檜山大成 線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 建設部	S60～H6 護岸工事 一部施工済
	T3	上浦	1,885	1,885	0	高波 高潮 津波	50		道道北檜山大成 線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 建設部	護岸工事施工済 上古丹川高潮対策 工事施工済 H13～17 上浦漁港海 岸高潮対策事業
	T4	都	1,312 550	1,312 300	1,062 300	高波 高潮 津波	15		町道白浜通線 町道臨海線		農林水産省 北海道	漁港法 海岸法	S36.5.30 S39.2.1	1228 488		○	町	護岸工事施工済
	T5	久遠	3,233 3,680	3,233 2,800	2,403 2,850	高波 高潮 津波	70		道道北檜山大成 線		農林水産省 北海道	漁港法 海岸法	S36.5.30 S39.2.1	1228 488		○	北海道 建設部	護岸工事施工済 S58～62 道路改良 済
	T6	花歌	258	258	0	高波 高潮 津波	25		道道北檜山大成 線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 建設部	道路改良済
	T7	宮野	506	506	506	高波 高潮 津波	30		国道229号線 道道北檜山大成 線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 建設部	海岸浸食防除工事 施工済 高潮対策工事施工 済
	T8	平浜	2,711	2,711	1,370	高波 高潮 津波	20	道の駅1 小学校1 生活館1	国道229号線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	北海道 建設部	H7 海岸浸食防除工 事施工済 H7～10 高潮対策事 業施工済
	T9	貝取澗	2,963	2,963	0	高波 高潮 津波	15		国道229号線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	町	護岸工事施工済
	T10	長磯	3,815	3,035	0	高波 高潮 津波	30	生活改善セン ター1 消防コミュニティ センター1	国道229号線		北海道	海岸法	S36.5.30	1228		○	町	護岸工事施工済

別表5 地すべり危険区域

地区名	対図番号	危険区域			予想される被害				法令等における指定状況				整備計画			
		地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
北檜山区	K1	二俣	二俣	24.38	2			田 12ha 畑 3ha	農林水産省	地すべり法	H3.5.10	574			北海道農政部	H3～8 工事施工済
	K2	若松	旧若松中学校地先	54.10	46		国道229号線 町道 2								北海道建設部	計画検討中

(地すべり危険区域)

地区名	対図番号	危険区域			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
瀬棚区	S1	北島歌	須築	32.0	15		国道229号線							○	森林管理局	計画検討中
	S2	北島歌	須築	1.0	2		国道229号線							○	森林管理局	H14 工事施工済
	S3	北島歌	美谷	17.0	6		国道229号線							○	森林管理局	施工済
	S4	北島歌	美谷	5.0	6	青年研修所1 青い海の家1	国道229号線							○	森林管理局	H13 工事施工済
	S5	島歌	長浜	1.0	25	生活館1	国道229号線							○	森林管理局	施工済
	S6	島歌	三軒町	7.0	5		国道229号線							○	森林管理局	計画検討中
	S7	島歌	吹込	36.0	30		国道229号線							○	森林管理局	H13 工事施工済
	S8	元浦	虻羅	10.0	27		国道229号線							○	森林管理局	H13 工事施工済
	S9	元浦	嗣内	20.0	3		国道229号線							○	森林管理局	計画検討中
	S10	元浦	中歌	24.0	10	青年研修所1	国道229号線							○	森林管理局	計画検討中
	S11	元浦	中歌	7.0	10	共同作業所1	国道229号線							○	森林管理局	一部工事施工済 計画検討中
	S12	元浦	梅花都	38.0	22		国道229号線							○	森林管理局 北海道	一部工事施工済 計画検討中
	S13	三本杉	神社裏	2.0	5		国道229号線							○	森林管理局	一部工事施工済 計画検討中
	S14	本町	本町4区地先	1.0	1	上水道浄水場1	町道滝ノ沢線								町	施工済
	S15	共和	関田裏	2.0	3										北海道 水産林務部	計画検討中
	S16	共和	最内	16.29	8		町道最内1号線	田10.0ha 畑4.0ha	農林水産省	地すべり法	H1.3.29	442			北海道 農政部	施工済(H1~6)
	S17	東大里	東大里1区	10.0			町道馬場川鈴野原線	田10.0ha							北海道 水産林務部	H13 工事施工済
	S18	東大里	大根田地先	5.0	2		道道東大里瀬棚停車場線	畑5.0ha							北海道 建設部	一部工事施工済 計画検討中
	S19	西大里	西大里3区	5.0	1		町道がんび岱幹線	畑2.0							町	一部工事施工済
	S20	西大里	西大里1区	5.0	1		道道東大里瀬棚停車場線	畑2.0	北海道	森林法	H7.12.14	2017			北海道 水産林務部	H13 工事施工済

(地すべり危険区域)

地区名	対図番号	危険区域			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
大成区	T1	富磯	向谷宅～萬谷宅	1.50	19	生活館1	道道北檜山大成線									計画検討中
	T2	都	農村広場～大成中学校	0.70		町民グラウンド1 中学校1	町道中央線							北海道水産林務部	H1～2 一部治山工事施工済	
	T3	都	大成中学校～松神宅	12.00	17	図書館1 郷土資料館1 高等学校1 農漁村総合センター1 青少年会館1 町民センター1 役場支所1	町道中央線 町道役場環状線 町道都団地線		農林水産省	森林法	S57.12.8	2004	○		計画検討中	
	T4	宮野	下宮野	12.60	9		道道北檜山大成線		建設省	地すべり法	S44.6.5	3024	○	北海道建設部	一部施工済	
	T5	宮野	太櫓越川	134.45			国道229号線		国土交通省	地すべり法	H14.1.25	33	○	北海道建設部	H12～20 地すべり対策工事施工中	

別表6 急傾斜地崩壊危険区域

地区名	対図番号	危険区域			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
北 檜 山 区	K1	太櫓	古櫓多	0.18	2		道道北檜山大成線		北海道	急傾斜地法	S50.12.15	3740	○		北海道建設部 水産林務部	
	K2	太櫓	太櫓3(ハ ^ハ 川～片石俊秋)	12.00	22		道道北檜山大成線		北海道	急傾斜地法	S49.5.7	1752	○		北海道建設部 水産林務部	H7 工事施工済
	K3	小川	小川	0.10	26		町道小川植民線							○	町	
	K4	太櫓	太櫓(加我～三階)	2.60	15	小学校1 集会所1 郵便局1	道道北檜山大成線		北海道	急傾斜地法	S46.5.14	1485	○		北海道建設部 水産林務部	H7 工事施工済
	K5	新成	鶴泊	1.10	1		道道北檜山大成線							○	北海道水産林務部	計画検討中
	K6	太櫓	良留石	1.00	5		道道北檜山大成線							○	北海道水産林務部	計画検討中
	K7	太櫓	川尻	1.00	12		道道北檜山大成線								北海道水産林務部	計画検討中
	K8	西丹羽	田中	1.80	5		国道230号線								北海道水産林務部	H7 工事施工済
	K9	北檜山	寿町	1.30	40		国道230号線 国道229号線								北海道建設部	計画検討中
	K10	新成	団地の沢	1.00	56		町道鶴泊幹線 道道北檜山大成線								北海道建設部	計画検討中
	K11	東丹羽	もと小谷	0.50	3		町道桂樹線								北海道水産林務部	一部工事施工済
	K12	栄	道路法面	0.20			町道雲内線								町	計画検討中

(急傾斜地崩壊危険区域)

地区名	対図番号	危険区域			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
瀬棚区	S1	北島歌	須築				国道229号線								開発局	H10～11工事施工済
	S2	北島歌	須築				国道229号線								開発局	H10～11工事施工済
	S3	北島歌	北島歌 須築トンネル南口				国道229号線								開発局	H9工事施工済
	S4	北島歌	須築トンネル南口地先				国道229号線								開発局	H9～10工事施工済
	S5	北島歌	横滝トンネル～須築トンネル				国道229号線								開発局	H11工事施工済
	S6	島歌	ナホ泊地区				国道229号線								開発局	H13工事施工済
	S7	島歌	吹込		19		国道229号線							○	森林管理局	H13工事施工済
	S8	島歌	白岩		29		国道229号線							○	森林管理局	H14工事施工済
	S9	元浦	虻羅				国道229号線								開発局	H13工事施工済
	S10	元浦	虻羅				国道229号線								開発局	H13工事施工済
	S11	三本杉	瀬棚トンネル～北側				国道229号線							○	森林管理局	H15工事施工済

(急傾斜地崩壊危険区域)

地区名	対図番号	危険区域			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
大成区	T1	太田	花田宅～岡部宅	2.54	21	振興会館 1	道道北檜山大成線 町道太田スタッフ街道線	寺院 1	北海道	急傾斜地法	S50.12.15	3740	○		北海道建設部 水産林務部	S48～53 一部工事 施工済
	T2	太田	振興会館～田中宅	0.72	12	振興会館 1 消防コミュニティセンター 1	道道北檜山大成線 町道太田スタッフ街道線 町道太田市街地線	寺院 1					○	森林管理局	計画検討中	
	T3	富磯	佐々木宅～須藤宅	0.13	2		道道北檜山大成線		農林水産省	森林法	S54.6.16	842	○		北海道建設部 水産林務部	S40、50 一部工事 施工済
	T4	富磯	渡辺宅～藤谷宅	0.80	11		道道北檜山大成線		農林水産省	森林法	S54.6.16	842	○		北海道建設部 水産林務部	S47、51、54、59、 61 一部工事施工 済
	T5	富磯	藤谷宅～富岡宅		2		道道北檜山大成線								北海道	S62 一部工事施工 済
	T6	富磯	向谷宅		1		道道北檜山大成線									
	T7	上浦	笹森宅～田原宅		7		道道北檜山大成線 町道古樽太線								町	S56～58、62 一部 工事施工済
	T8	上浦	松川宅～柳瀬宅		16		道道北檜山大成線 町道沢町通線									
	T9	上浦	中村宅～亀井宅	1.20	28	生活館 1	道道北檜山大成線 町道南通線 町道南1・2号線		北海道	急傾斜地法	S49.5.7	1752	○		北海道建設部 水産林務部	S46、49、53 一部 工事施工済
	T10	上浦	小林宅～加藤宅	1.30	24		道道北檜山大成線 町道白浜通線 町道宮古黒岩線 町道臨海線		北海道	急傾斜地法	S49.5.7	1752	○		北海道建設部 水産林務部	S46、49、53 一部 工事施工済
	T11	都	荒谷宅～山田宅	1.27	18		町道白浜通線		農林水産省	森林法	S4.1.29	143		○	北海道建設部 水産林務部	S48～53、59～61 一部工事施工済
	T12	都	石橋宅～見延宅		4	町立図書館・郷土資料館、農漁村総合センター、高校、消防署、町民センター、総合支所 各1										
	T13	都	磯野宅～中山宅		3											
	T14	本陣	中村宅～福田宅	1.70	26		道道北檜山大成線 町道白浜通線 町道穴久遠線 町道本陣川線		北海道	急傾斜地法	S49.5.7	1752	○		北海道建設部 水産林務部	S50、52、55、58 一 部工事施工済

(急傾斜地崩壊危険区域)

地区名	対図番号	危険区域			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
		地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
大成区	T15	本陣	吉見宅～潤田宅	1.65	40		道道北檜山大成線 町道本陣水源線 町道久遠金ヶ沢線	信金1 出稼援護相談所1	北海道	急傾斜地法	S49.5.7	1752	○		北海道建設部 水産林務部	S56、58 一部工事施工済
	T16	久遠	佐野宅～鶯谷宅		58	児童館1 消防コミュニティセンター1	町道久遠金ヶ沢線 町道常盤街道線 町道久遠市街地線 町道建岩沢通線	商工会館1 旅館2	北海道	急傾斜地法	S46.3.31 H6.9.6	1003 1333	○		北海道建設部	S51～53、55～58 一部工事施工済
	T17	久遠	鶯谷宅～早川宅	1.90	29	ことぶきの家1	道道北檜山大成線 町道建岩沢通線 町道山の上通線	漁協冷凍工場1	北海道	急傾斜地法	S49.5.7	1752		○	北海道建設部	S52～55、59 一部工事施工済 H13～15 法面対策工事
	T18	久遠	早川宅～北幸建設	1.49	14		道道北檜山大成線 町道山の上通線 町道日方泊線		北海道	急傾斜地法	S50.12.15	3740		○	北海道建設部	S50、59 一部工事施工済
	T19	久遠	奥村宅～奥村宅		6		道道北檜山大成線 町道稲穂崎線		北海道	急傾斜地法	S50.12.15	3740		○	北海道建設部	S50、59 一部工事施工済
	T20	花歌	館脇宅～石田宅	1.03	14		道道北檜山大成線 町道湯の尻墓地街道線		北海道	急傾斜地法	S63.4.25	650	○		北海道建設部	S60、61 一部工事施工済
	T21	花歌	吉井宅～須貝宅	2.69	18		道道北檜山大成線 町道蓮花歌しおさい線 町道花歌街道線		北海道	急傾斜地法	S48.2.20	480	○		北海道建設部	S50～54 一部工事施工済
	T22	宮野	三上宅～那須宅		8		道道北檜山大成線 町道平田内小川沢街道線									
	T23	宮野	成田宅～桑高宅		2		町道宮野スタッフ線									
	T24	平浜	伊藤宅～福土宅	1.35	5	小学校1	町道平浜弓山線		北海道	森林法	S47.6.13 S59.6.25	875 1164	○		北海道建設部 水産林務部	S58 一部工事施工済
	T25	貝取澗	第2中間育成場			第2中間育成場1	町道折戸釜歌線									
	T26	貝取澗	山本宅～堤宅		3		国道229号線 町道白泉常盤線 町道折戸釜歌線									
	T27	貝取澗	浜野宅～印鑰宅		3		町道折戸釜歌線 町道白泉常盤線									
	T28	貝取澗	木村宅～西沢宅		7		町道白泉常盤線									
T29	貝取澗	あわび種苗供給センター			あわび種苗供給センター1	町道白泉常盤線										

(急傾斜地崩壊危険区域)

地区名	対図番号	危険区域			予想される被害				法令等における指定状況						整備計画		
		地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要	
													全部	一部			
大成区	T30	貝取澗	保養センター～あわび山荘				町道白泉常盤線	国民宿舎1保養センター1									
	T31	貝取澗	あわび山荘～老人憩いの家			老人憩いの家1		国民宿舎1保養センター1									
	T32	貝取澗	松前宅～森宅		2		国道229号線								北海道建設部水産林務部	S42、47～50、54 一部工事施工済	
	T33	貝取澗	森商店～江刺家宅		4		国道229号線										
	T34	貝取澗	江刺家宅～木下宅	0.30	4		国道229号線 町道横澗荷菱内線		農林水産省	森林法	S57.1.18	86		○	北海道水産林務部	S52、53、56 一部工事施工済	
	T35	長磯	佐藤宅～佐藤宅	0.28	6		国道229号線 町道横澗荷菱内線 町道長磯村街道線		農林水産省	森林法	S48.10.18	1925		○	北海道水産林務部	S52～56 一部工事施工済	
	T36	長磯	山川宅～星野宅	2.60	24		国道229号線		北海道	急傾斜地法	S49.5.7	1752		○	北海道建設部水産林務部	S47～49、53～55、60、H11～15 一部工事施工済	
	T37	長磯	星野宅～広瀬宅	3.00	24	生活改善センター1 消防コミュニティセンター1	国道229号線 町道長磯学校通線	民宿1	北海道	急傾斜地法	S49.5.7	1752		○	北海道建設部水産林務部	S48～50、54、55、H11～15 一部工事施工済	
	T38	長磯	中新商店～五十嵐宅		21		国道229号線 長磯岬線	漁協出張所1	北海道	急傾斜地法	S49.5.7	1752					
	T39	長磯	名平宅～名平宅		2		国道229号線 長磯岬線								北海道水産林務部	S46、47、50 一部工事施工済	

別表7 土石流危険溪流

地区名	対因番号	危険区域							予想される被害				整備計画		
		区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号 年月日	住家 (戸)	公共施設(棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概要
							溪流長 (km)	面積 (ha)							
北 檜 山 区	K1	新成	鶴泊川	鶴泊川	鶴泊川	659	0.95	37.60		5				北海道	完了済
	K2	太櫓	太櫓中央川	太櫓中央川	太櫓中央川	662	0.25	1.08		3				北海道	完了済
	K3	太櫓	良留石川	良留石川	良留石川	660	1.05	20.00		5				北海道	完了済
	K4	太櫓	水道の沢川	水道の沢川	水道の沢川	661	0.75	0.40		5				北海道	完了済
	K5	二俣	太櫓川	二俣川	金内川	663	1.15	9.10		3				北海道	完了済

(土石流危険溪流)

地区名	対図番号	危険区域							予想される被害				整備計画		
		区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号 年月日	住家 (戸)	公共施設(棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概要
							溪流長 (km)	面積 (ha)							
瀬 棚 区	S1	元浦2区	中歌1の沢	中歌1の沢	中歌1の沢	809	0.2	3.0		3		国道229号線		北海道 水産林務部	治山ダム 4基
	S2	元浦2区	中歌2の沢	中歌2の沢	中歌2の沢	810	0.2	2.0		5		国道229号線		北海道 水産林務部	治山ダム 3基
	S3	元浦4区	稲荷川	稲荷川	稲荷川	811	0.4	13.0		9		国道229号線		北海道 水産林務部	治山ダム 6基
	S4	島歌1区	島歌川	島歌川	島歌川	812	5.3	102.30		4	小学校1 漁村センター1	国道229号線		北海道 水産林務部	治山ダム 4基
	S5	島歌2区	吹込川	吹込川	吹込川	813	0.5	28.0		3	母と子の家1	国道229号線		北海道 建設部	
	S6	北島歌2区	学校裏の沢	学校裏の沢	学校裏の沢	814	0.2	2.0		6	消防分団署1	国道229号線		北海道 水産林務部	治山ダム 3基
	S7	島歌2区	吹込川	吹込川	吹込川	813	0.8	29.0		1	消防分団署1 母と子の家1	国道229号線		北海道 水産林務部	治山ダム 6基

(土石流危険溪流)

地区名	対図番号	危険区域							予想される被害				整備計画			
		区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号 年月日	住家 (戸)	公共施設(棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概要	
							溪流長 (km)	面積 (ha)								
大成区	T1	太田	砥歌川	普通河川 砥歌川	学校横の沢		2.8	252.0		1	へき地保健福祉館1 消防コミュニティセン ター1	町道太田ヌタツ 街道線		北海道 建設部	S61～62 砂防ダム 工事施工済	
	T2	富磯	藤初川	普通河川 藤初川	藤初川		0.9	16.0		1		道道北檜山大成線		北海道 水産林務部	S51 治山ダム工事 施工済	
	T3	富磯			鍵井の沢		1.2	21.0		4		道道北檜山大成線		北海道 水産林務部	S54 治山ダム工事 施工済	
	T4	富磯	富岡川	普通河川 富岡川	富岡川	795	0.8	16.0		1		道道北檜山大成線		北海道 建設部 水産林務部	S51 治山ダム工事 施工済	
	T5	上浦	上古丹川	普通河川 上古丹川	上古丹川	794	3.8	470.0		56	生活館1 消防コミュニティセン ター1	道道北檜山大成線 町道沢町通線 町道沢町南通線		北海道 建設部	S51、52～56、H1、4 ～8 一部改修済	
	T6	上浦	上古丹川	普通河川 柳瀬川	柳瀬川		0.7	15.0		4	生活館1	町道沢町南通線		町	H1、12 一部改修済	
	T7	上浦	笠島の沢川	普通河川 笠島の沢川	笠島の沢川	793	0.7	11.0		27		道道北檜山大成線 町道白浜通線 町道宮古黒岩線	神社1 荷捌所1	北海道 建設部	S55、56 一部改修 済	
	T8	都	常願寺川	普通河川 常願寺川	常願寺川	792	1.0	17.0		122	保育園、中学校、図書 館、郷土館、農漁村総 合センター、町民プー ル、郵便局 各1	道道北檜山大成線 町道中央線	寺院1 民宿2	北海道 建設部	S52、54～58 一部 改修済 H14～15 砂防ダム 工事施工済	
	T9	都	穴久遠川	普通河川 穴久遠川	穴久遠川	791	1.5	27.0		12		道道北檜山大成線 町道穴久遠線		北海道 建設部	S59 一部改修済	
	T10	本陣	本陣川	普通河川 本陣川	本陣川	790	7.0	443.0		16		道道北檜山大成線 町道本陣川線 町道本陣水源線		北海道 建設部	一部改修済	
	T11	本陣	常盤川	普通河川 常盤川	常盤川	789	1.3	41.0		19	消防コミュニティセン ター1 児童館1	道道北檜山大成線 町道常盤街道線	商工会館1	北海道 水産林務部	S53～60、61 一部 改修済 治山ダム工事施工 済	
	T12	久遠	建岩川	普通河川 建岩川	建岩川	787	0.8	20.0		1		道道北檜山大成線 町道久遠市街地線		北海道 建設部	S52～56 一部改修 済	
	T13	花歌	湯の尻川		岡田の沢		0.1	2.0		4		町道湯の尻墓地街 道線				
	T14	花歌	シベット川	普通河川 シベット川	シベット川	786	1.9	69.0		12	生活館1	道道北檜山大成線 町道蓮花歌縦貫街 道線 町道花歌街道線 町道蓮花歌しおさ い線		北海道 建設部	S58、59 一部改修 済	

(土石流危険溪流)

地区名	対因番号	危険区域							予想される被害				整備計画		
		区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号 年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概要
							溪流長 (km)	面積 (ha)							
大成区	T15	宮野	三新川	普通河川 三新川	三新川	785	0.7	15.0	H30.10.25	11		道道北檜山大成線 町道平田内小川沢街道線	神社1	北海道 建設部	S53 一部改修済
	T16	平浜	弓山川	普通河川 弓山川	弓山川	784	1.8	82.0		2	小学校1	国道229号線	寺院1	北海道 水産林務部	S54 一部改修済 治山ダム 2基
	T17	平浜			益原川		0.5	5.0		4		国道229号線			
	T18	平浜	平田内川	普通河川 平田内川	平田内川		3.0	290.0		4	生活館1	国道229号線		北海道 建設部	S57 一部改修済
	T19	平浜	勘八川	普通河川 勘八川	勘八川		2.2	65.0		1		国道229号線		北海道 水産林務部	S62 治山谷止工 工済 治山ダム 8基
	T20	平浜	新折戸川	普通河川 新折戸川	新折戸川		1.7	63.0		1		国道229号線			
	T21	平浜	折戸川	普通河川 折戸川	折戸川		2.7	83.0		1		国道229号線			
	T22	貝取澗			山本の沢		1.0	25.0		1		国道229号線 町道折戸釜歌線			
	T23	貝取澗	堤川	普通河川 堤川	堤川		1.7	60.0		2		国道229号線		北海道 水産林務部	S59 治山谷止工 工済 治山ダム 1基
	T24	貝取澗	横澗川	普通河川 横澗川	横澗川		3.1	304.0		2		国道229号線 町道横澗荷菱内線		北海道 建設部	S56 一部改修済
	T25	長磯			成田の沢		1.1	30.0		4		国道229号線 町道横澗荷菱内線			
	T26	長磯	山川	普通河川 山川	山川		0.8	11.0		2		国道229号線		北海道 水産林務部	S47 治山谷止工 工済
	T27	長磯	越前川	普通河川 越前川	越前川		1.1	18.0		5		国道229号線		北海道 水産林務部	S50 治山谷止工 工済 治山ダム 4基
	T28	長磯	高畑の沢川	普通河川 高畑の沢川	高畑の沢川	783	1.1	20.0		3		国道229号線		北海道 水産林務部	S50 治山谷止工 工済 治山ダム 3基
	T29	長磯	公民川	普通河川 公民川	公民川		0.9	15.0		2	生活改善セ ンター1	国道229号線		北海道 水産林務部	S50 治山谷止工 工済 治山ダム 3基
T30	長磯	神の沢川	普通河川 神の沢川	神の沢川	782	0.8	20.0		5		国道229号線 町道長磯村街道線				

別表8 山地に起因する災害危険箇所

・山腹崩壊危険地区

区	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名
北 檜 山 区	K1	東丹羽	東丹羽 1	K21	太櫓	太櫓 3	K41	共和	共和 1	K61	北檜山	真駒内 2
	K2	東丹羽	東丹羽 2	K22	太櫓	太櫓 4	K42	共和	共和 2	K62	二俣	賀老 1
	K3	東丹羽	東丹羽 3	K23	太櫓	太櫓 5	K43	共和	共和 3	K63	二俣	二俣地区
	K4	東丹羽	東丹羽 4	K24	太櫓	太櫓 6	K44	共和	蛭沼 1	K64	太櫓	太櫓 12
	K5	東丹羽	東丹羽 5	K25	太櫓	太櫓 7	K45	栄	栄石 1	K65	太櫓	太櫓 13
	K6	東丹羽	東丹羽 6	K26	太櫓	太櫓 8	K46	栄	栄石 2	K66	太櫓	太櫓 14
	K7	豊岡	豊岡 1	K27	太櫓	太櫓 9	K47	栄	栄石 3	K67	丹羽	田中地先
	K8	徳島	鍋坂	K28	太櫓	太櫓 10	K48	栄	栄石 4	K68	東丹羽	東丹羽 8
	K9	西丹羽	西丹羽 1	K29	太櫓	太櫓 11	K49	栄	栄石 5			
	K10	西丹羽	西丹羽 2	K30	新成	良留石 1	K50	新成	鶴泊 5			
	K11	西丹羽	西丹羽 3	K31	新成	良留石 2	K51	新成	鶴泊 6			
	K12	丹羽	丹羽 1	K32	新成	良留石 3	K52	新成	鶴泊 7			
	K13	丹羽	丹羽 2	K33	新成	良留石 4	K53	小川	小川 2			
	K14	東丹羽	丹羽 3	K34	新成	鶴泊 1	K54	若松	若松 1			
	K15	北檜山	石淵 1	K35	新成	鶴泊 2	K55	若松	若松 2			
	K16	北檜山	石淵 2	K36	新成	鶴泊 3	K56	若松	若松 3			
	K17	愛知	愛知 1	K37	新成	鶴泊 4	K57	若松	若松 4			
	K18	愛知	愛知 2	K38	太櫓	川尻 1	K58	若松	若松 5			
	K19	太櫓	太櫓 1	K39	太櫓	川尻 2	K59	若松	若松 6			
	K20	太櫓	太櫓 2	K40	太櫓	川尻 3	K60	北檜山	真駒内 1			

(山腹崩壊危険地区)

区	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名
瀬 棚 区	S1	北島歌	須築 1	S21	元浦	中歌 1	S41	南川	南川 1			
	S2	北島歌	須築 2	S22	元浦	中歌 2	S42	南川	南川 2			
	S3	北島歌	須築 3	S23	元浦	中歌 3	S43	共和	共和 3			
	S4	北島歌	美谷 1	S24	元浦	中歌 4						
	S5	北島歌	美谷 2	S25	元浦	中歌 5						
	S6	北島歌	美谷 3	S26	元浦	梅花都 1						
	S7	北島歌	美谷 4	S27	元浦	梅花都 2						
	S8	北島歌	美谷 5	S28	元浦	梅花都 3						
	S9	島歌	長浜 1	S29	元浦	梅花都 4						
	S10	島歌	長浜 2	S30	東大里	馬場川小学校						
	S11	島歌	三軒町 1	S31	元浦	梅花都 5						
	S12	島歌	三軒町 2	S32	元浦	梅花都 6						
	S13	島歌	三軒町 3	S33	三本杉	三本杉 1						
	S14	吹込	吹込 1	S34	三本杉	三本杉 2						
	S15	島歌	白岩 1	S35	三本杉	三本杉 3						
	S16	島歌	白岩 2	S36	三本杉	三本杉 4						
	S17	島歌	虻羅 1	S37	西大里	岡崎の沢						
	S18	元浦	嗣内 1	S38	本町	本町 1						
	S19	元浦	嗣内 2	S39	本町	本町 2						
	S20	元浦	嗣内 3	S40	共和	共和 1						

(山腹崩壊危険地区)

区	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名
大 成 区	T1	太田	太田	T21	本陣	本陣 1	T41	平浜	平浜 2	T61	都	都 5
	T2	富磯	富磯 1	T22	本陣	本陣 2	T42	平浜	平浜 3			
	T3	富磯	富磯 2	T23	本陣	本陣 3	T43	平浜	平浜 4			
	T4	富磯	富磯 3	T24	本陣	本陣 4	T44	平浜	平浜 5			
	T5	富磯	富磯 4	T25	本陣	本陣 5	T45	貝取澗	貝取澗 1			
	T6	富磯	富磯 5	T26	本陣	本陣 6	T46	貝取澗	貝取澗 2			
	T7	富磯	富磯 6	T27	本陣	本陣 7	T47	貝取澗	貝取澗 3			
	T8	富磯	富磯 7	T28	久遠	久遠 1	T48	貝取澗	貝取澗 4			
	T9	上浦	稲船地先	T29	久遠	久遠 2	T49	長磯	長磯 1			
	T10	上浦	上浦 1	T30	久遠	久遠 3	T50	長磯	長磯 2			
	T11	上浦	上浦 2	T31	久遠	久遠 4	T51	長磯	長磯 3			
	T12	上浦	上浦 3	T32	久遠	久遠 5	T52	長磯	長磯 4			
	T13	上浦	上浦 4	T33	花歌	花歌 1	T53	長磯	長磯 5			
	T14	上浦	上浦 5	T34	花歌	花歌 2	T54	長磯	長磯 6			
	T15	上浦	上浦 6	T35	花歌	花歌 3	T55	長磯	長磯 7			
	T16	上浦	上浦 7	T36	花歌	花歌 4	T56	長磯	長磯 8			
	T17	都	都 1	T37	花歌	花歌 5	T57	長磯	長磯 9			
	T18	都	都 2	T38	宮野	宮野 1	T58	長磯	長磯 10			
	T19	都	都 3	T39	宮野	宮野 2	T59	長磯	長磯 11			
	T20	都	都 4	T40	平浜	平浜 1	T60	長磯	長磯 12			

・崩壊土砂流出危険地区

区	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名
北 檜 山 区	K1	松岡	松岡1の沢	K21	東丹羽	ボン目名第5	K41	新成	良留石川	K61	小川	信香台の沢
	K2	松岡	松岡2の沢	K22	東丹羽	ボン目名第6	K42	新成	成田の沢	K62	若松	下若松第2
	K3	松岡	松岡3の沢	K23	東丹羽	ボン目名第7	K43	新成	団地の沢	K63	若松	下若松第1
	K4	松岡	松岡4の沢	K24	小倉山	ボン目名第8	K44	新成	神社の沢	K64	二俣	東雲沢
	K5	松岡	松岡5の沢	K25	東丹羽	ボン目名第9	K45	新成	4号沢	K65	二俣	ガロー沢第2
	K6	松岡	平田の沢	K26	東丹羽	ボン目名第10	K46	共和	エビの沢	K66	二俣	ガロー沢第1
	K7	徳島	牧場の沢	K27	東丹羽	ボン目名第11	K47	栄	両坂の沢	K67	二俣	ミネミ沢
	K8	豊岡	谷地の沢	K28	東丹羽	泉内沢	K48	栄	サギの沢	K68	二俣	ボン金沢
	K9	西丹羽	下の沢第1	K29	東丹羽	左股沢	K49	栄	スタンドの沢	K69	二俣	7号沢
	K10	西丹羽	下の沢第2	K30	小倉山	左股沢	K50	栄	クモの沢	K70	二俣	6号沢
	K11	西丹羽	中の沢第1	K31	兜野	石測第1	K51	栄	赤ハゲの沢	K71	二俣	5号沢
	K12	西丹羽	中の沢第2	K32	兜野	石測第2	K52	共和	橋本の沢	K72	二俣	4号沢
	K13	西丹羽	中の沢第3	K33	愛知	丸山沢	K53	共和	造林地の沢	K73	二俣	3号沢
	K14	丹羽	上の沢第1	K34	愛知	トンケ沢第1	K54	共和	長測の沢	K74	二俣	1号沢
	K15	丹羽	上の沢第2	K35	太櫓	タカノ巣沢	K55	共和	長測第1			
	K16	丹羽	上の沢第3	K36	太櫓	根符の沢	K56	栄	栄第1			
	K17	丹羽	上の沢第4	K37	太櫓	学校の沢	K57	栄	栄石沢			
	K18	東丹羽	ボン目名第2	K38	太櫓	片石の沢	K58	共和	生測の沢			
	K19	東丹羽	ボン目名第3	K39	太櫓	鍋の沢	K59	共和	造林地の沢2			
	K20	東丹羽	ボン目名第4	K40	太櫓	山田の沢	K60	共和	山田の沢			

(崩壊土砂流出危険地区)

区	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名
瀬 棚 区	S1	北島歌	須築鹿内の沢	S21	西大里	岡崎の沢						
	S2	北島歌	須築本間の沢	S22	東大里	馬場川小学校の沢						
	S3	北島歌	美谷津田の沢	S23	共和	溜池の沢						
	S4	島歌	切梶川	S24	東大里	第一最内川						
	S5	島歌	吹込学校の沢	S25	元浦	元浦の沢2						
	S6	島歌	上島歌川	S26	共和	最内川第4の沢						
	S7	島歌	島歌川	S27	共和	最内川第3の沢						
	S8	元浦	ネブコの沢	S28	共和	最内川第2の沢						
	S9	元浦	虻羅川	S29	共和	最内川第1の沢						
	S10	元浦	ツクナイ沢	S30	西大里	老人ホームの沢						
	S11	元浦	中歌川									
	S12	元浦	中歌西村第1の沢									
	S13	元浦	中歌西村第2の沢									
	S14	元浦	梅花都カブトヤの沢									
	S15	元浦	柴崎の沢									
	S16	元浦	中井の沢									
	S17	島歌	新保の沢									
	S18	元浦	虻羅沢									
	S19	東大里	平田の沢									
	S20	元浦	元浦の沢									

(崩壊土砂流出危険地区)

区	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名	対図 番号	位置	地区名
大 成 区	T1	宮野	スタッフ支流	T21	平浜	福島第2の沢						
	T2	太田	太田砥歌川支流	T22	平浜	イカマの沢						
	T3	上浦	上浦上古丹川支流	T23	平浜	平田内小学校の沢						
	T4	上浦	上浦柳瀬の沢	T24	平浜	イカヌノの沢						
	T5	都	都学校裏の沢	T25	平浜	勘八沢						
	T6	本陣	本陣学校下の沢	T26	平浜	ヨリキ岬第1の沢						
	T7	本陣	常盤川	T27	平浜	ヨリキ岬第2の沢						
	T8	本陣	常盤川支流	T28	貝取澗	貝取澗川支流第1の沢						
	T9	久遠	武藤沢	T29	貝取澗	貝取澗第1の沢						
	T10	宮野	小川支流第1の沢	T30	貝取澗	貝取澗第2の沢						
	T11	宮野	小川支流第2の沢	T31	長磯	長磯第8の沢						
	T12	宮野	小川支流第3の沢	T32	長磯	長磯第1の沢						
	T13	宮野	小川支流第4の沢	T33	長磯	長磯第2の沢						
	T14	宮野	小川支流第5の沢	T34	長磯	長磯第3の沢						
	T15	宮野	小川支流第6の沢	T35	長磯	長磯第4の沢						
	T16	宮野	小川支流第7の沢	T36	長磯	長磯第5の沢						
	T17	宮野	冷水川の沢	T37	長磯	長磯第6の沢						
	T18	宮野	久遠峠の沢	T38	長磯	長磯第7の沢						
	T19	平浜	学校の沢	T39	長磯	長磯第9の沢						
	T20	平浜	福島第1の沢									

別表9 土砂災害警戒区域

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画	
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
北 檜 山 区	K1	土石流	新成	団地の沢川		H21.03.24	○			1			北海道	
	K2	土石流	富里	左股小学校の沢		H21.11.10	○			1			北海道	
	K3	急傾斜地の崩壊	太櫓	北檜山太櫓		H29.06.02	○		12	1	1		北海道	
	K4	土石流	太櫓	太櫓中央川		H29.06.02	○		7		1		北海道	
	K5	急傾斜地の崩壊	太櫓	北檜山太櫓1		H29.06.02	○	○			1		北海道	
	K6	急傾斜地の崩壊	太櫓	北檜山太櫓3-(1)		H29.06.02	○	○	8	2	1		北海道	
	K7	急傾斜地の崩壊	太櫓	北檜山太櫓3-(2)		H29.06.02	○	○	15	1	1		北海道	
	K8	土石流	太櫓	野口の沢		H29.06.02	○	○	3		1		北海道	
	K9	土石流	太櫓	水道の沢川		H29.06.02	○	○					北海道	
	K10	土石流	太櫓	片石の沢		H29.06.02	○	○	2		1		北海道	
	K11	土石流	太櫓	鍋川		H29.06.02	○	○			1		北海道	
	K12	土石流	新成	鵜泊川		H29.09.22	○	○	2		1		北海道	
	K13	急傾斜地の崩壊	太櫓	北檜山古櫓多(1)		H29.09.22	○	○	1		1		北海道	
	K14	急傾斜地の崩壊	太櫓	北檜山古櫓多(2)		H29.09.22	○	○	1		1		北海道	
	K15	急傾斜地の崩壊	新成	北檜山新成1		H29.09.22	○	○	2		1		北海道	
	K16	急傾斜地の崩壊	新成	北檜山新成2		H29.09.22	○	○	1		1		北海道	
	K17	急傾斜地の崩壊	新成	北檜山新成3		H29.09.22	○	○	2		1		北海道	
	K18	急傾斜地の崩壊	太櫓・共和	北檜山太櫓2		H29.09.22	○	○	4		1		北海道	
	K19	土石流	新成	良瑠川		H29.09.22	○	○	2		1		北海道	
	K20	急傾斜地の崩壊	西丹羽	北檜山西丹羽		H31.02.26	○	○	1		1		北海道	

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画	
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
北 檜 山 区	K21	土石流	西丹羽	荷卸松の沢		H31.02.26	○		1		1		北海道	
	K22	土石流	西丹羽	菅野の沢		H31.02.26	○		3		1		北海道	
	K23	土石流	松岡	東間の沢		H31.02.26	○	○					北海道	
	K24	急傾斜地の崩壊	兜野	北檜山兜野		H31.02.26	○	○	1		1		北海道	
	K25	土石流	共和	2号橋の沢		R02.03.13	○		1		1		北海道	
	K26	土石流	東丹羽	井口の沢		R02.03.13	○		1		1		北海道	
	K27	土石流	丹羽・小倉山	平沢の沢		R02.03.13	○				1		北海道	
	K28	土石流	丹羽・小倉山	平沢の沢		R02.03.13	○				1		北海道	
	K29	土石流	丹羽・東丹羽	井口の沢		R02.03.13	○		1		1		北海道	
	K30	土石流	丹羽・小倉山	さけます孵化場の沢		R02.03.13	○				1		北海道	
	K31	土石流	丹羽・東丹羽	ボン目名の沢		R02.03.13	○				1		北海道	
	K32	土石流	東丹羽	伊東の沢		R02.03.13	○				1		北海道	
	K33	土石流	東丹羽	大羽の沢		R02.03.13	○		1		1		北海道	
	K34	土石流	東丹羽	岡本の沢		R02.03.13	○	○	1		1		北海道	
	K35	土石流	愛知	大口の沢		R04.01.21	○						北海道	
	K36	土石流	愛知	片桐の沢		R04.01.21	○				1		北海道	
	K37	土石流	二俣	近藤八四郎の沢		R04.01.21	○				1		北海道	
	K38	土石流	共和	泰野の沢		R04.01.21	○				1		北海道	
	K39	土石流	栄	佐々木の沢		R04.01.21	○						北海道	
	K40	土石流	栄	ホテルリージョンの沢		R04.01.21	○		1		1		北海道	

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画	
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
北 檜 山 区	K41	土石流	栄	両坂の沢		R04.01.21	○				1		北海道	
	K42	土石流	栄	加藤の沢		R04.01.21	○		1				北海道	
	K43	土石流	若松	青木の沢		R04.01.21	○				1		北海道	
	K44	土石流	若松	西川の沢		R04.01.21	○		2		1		北海道	
	K45	土石流	若松	泉沢川		R04.01.21	○						北海道	
	K46	地すべり	小川	学校の沢		R04.01.21	○				1		北海道	
	K47	地すべり	二俣	二俣		R04.01.21	○		2		1		北海道	
	K48	地すべり	小川	信香台		R04.01.21	○		2		1		北海道	
	K49	土石流	西丹羽	若狭の沢		R04.01.21	○				1		北海道	
	K50	地すべり	松岡	矢測		R04.01.21	○				1		北海道	
	K51	急傾斜地の崩壊	栄	北檜山栄 1		R04.01.21	○	○			1		北海道	
	K52	急傾斜地の崩壊	栄	北檜山栄 2		R04.01.21	○	○	1		1		北海道	
	K53	急傾斜地の崩壊	栄	北檜山栄 3		R04.01.21	○	○	1		1		北海道	
	K54	急傾斜地の崩壊	栄	北檜山栄 4		R04.01.21	○	○	1		1		北海道	
	K55	土石流	栄	山田の沢		R04.01.21	○	○	1		1		北海道	
	K56	土石流	西丹羽	荷卸松沢		R04.01.21	○	○					北海道	
	K57	土石流	共和	山崎の沢		R04.01.21	○	○			1		北海道	
	K58	地すべり	若松	若松		R08.05.22	○		13		1		北海道	
	K59	急傾斜地の崩壊	北檜山	北檜山北檜山 1		R08.05.22	○	○	9		1		北海道	
	K60	急傾斜地の崩壊	北檜山	北檜山北檜山 2		R08.05.22	○	○	3		1		北海道	

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画		
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要	
北 檜 山 区	K61	急傾斜地の崩壊	北檜山	北檜山北檜山3		R08.05.22	○	○	2	1			北海道		
	K62	急傾斜地の崩壊	豊岡	北檜山豊岡		R08.05.22	○	○	1				北海道		

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画	
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
瀬 棚 区	S1	急傾斜地の崩壊	本町	瀬棚本町1		H21.03.24	○		23				北海道	
	S2	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦8		H24.11.27	○	○	9		1		北海道	
	S3	土石流	島歌	吹込川		H26.02.18	○	○	8	1	1		北海道	
	S4	土石流	島歌	三浦川		H26.02.18	○		7				北海道	
	S5	急傾斜地の崩壊	島歌	瀬棚島歌5		H26.02.18	○	○	7	1			北海道	
	S6	土石流	島歌	手塚の沢		H26.02.18	○	○	4		2		北海道	
	S7	急傾斜地の崩壊	島歌	瀬棚島歌7		H26.02.18	○	○	20	1			北海道	
	S8	急傾斜地の崩壊	三本杉・西大里	瀬棚三本杉2		H29.06.02	○		1		1		北海道	
	S9	急傾斜地の崩壊	本町	瀬棚本町2		H29.06.02	○	○	1	1	1		北海道	
	S10	急傾斜地の崩壊	三本杉・西大里	瀬棚三本杉1		H29.06.02	○	○	27	1	1		北海道	
	S11	急傾斜地の崩壊	三本杉	瀬棚三本杉3		H29.06.02	○	○	1				北海道	
	S12	土石流	北島歌	山本の沢		H29.09.22	○		1		1		北海道	
	S13	急傾斜地の崩壊	北島歌	瀬棚北島歌1		H29.09.22	○	○		1	1		北海道	
	S14	急傾斜地の崩壊	北島歌	瀬棚北島歌2		H29.09.22	○	○	5	1	1		北海道	
	S15	急傾斜地の崩壊	北島歌	瀬棚北島歌3		H29.09.22	○	○	5		1		北海道	
	S16	土石流	北島歌	美谷川		H29.09.22	○	○	3		1		北海道	
	S17	土石流	北島歌	郵便局の沢		H29.09.22	○	○		1	1		北海道	
	S18	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦1		H31.02.26	○	○	1		1		北海道	
	S19	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦2		H31.02.26	○	○	1		1		北海道	
	S20	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦3		H31.02.26	○	○	1		1		北海道	

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画	
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
瀬 棚 区	S21	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 4		H31.02.26	○	○	1	1			北海道	
	S22	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 5		H31.02.26	○	○	9	1	1		北海道	
	S23	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 6		H31.02.26	○	○	5		1		北海道	
	S24	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 7		H31.02.26	○	○	1		1		北海道	
	S25	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 9		H31.02.26	○	○	1		1		北海道	
	S26	土石流	元浦	西村の沢		H31.02.26	○		2		1		北海道	
	S27	土石流	元浦	中歌 1 の沢		H31.02.26	○		6		1		北海道	
	S28	土石流	元浦	立岩川		H31.02.26	○		1		1		北海道	
	S29	土石流	元浦	中歌 2 の沢		H31.02.26	○	○	3		1		北海道	
	S30	土石流	元浦	西田の沢		H31.02.26	○	○	2		1		北海道	
	S31	土石流	元浦	柴崎の沢		H31.02.26	○	○	2		1		北海道	
	S32	土石流	元浦	荒戸の沢		H31.02.26	○	○			1		北海道	
	S33	土石流	元浦	稲荷川		R02.03.13	○		12		1		北海道	
	S34	土石流	本町・共和	学校裏沢		R02.03.13	○						北海道	
	S35	土石流	西大里・東大里	三杉荘の沢		R02.03.13	○		1		1		北海道	
	S36	土石流	北島歌	学校の裏の沢		R02.03.13	○	○	4		1		北海道	
	S37	土石流	元浦	虻羅川		R02.03.13	○	○	3		1		北海道	
	S38	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 1 0		R02.03.13	○	○	1		1		北海道	
	S39	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 1 1		R02.03.13	○	○	2		1		北海道	
	S40	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 1 2		R02.03.13	○	○	1		1		北海道	

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画	
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
瀬 棚 区	S41	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 1 3		R02.03.13	○	○	3		1		北海道	
	S42	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 1 4		R02.03.13	○	○	5				北海道	
	S43	急傾斜地の崩壊	元浦	瀬棚元浦 1 5		R02.03.13	○	○	3		1		北海道	
	S44	急傾斜地の崩壊	島歌	瀬棚島歌 1		R02.03.13	○	○	8		1		北海道	
	S45	急傾斜地の崩壊	島歌	瀬棚島歌 2		R02.03.13	○	○	3		1		北海道	
	S46	急傾斜地の崩壊	島歌	瀬棚島歌 3		R02.03.13	○	○	1		1		北海道	
	S47	急傾斜地の崩壊	島歌	瀬棚島歌 4		R02.03.13	○	○	1		1		北海道	
	S48	急傾斜地の崩壊	島歌	瀬棚島歌 6		R02.03.13	○	○	4		1		北海道	
	S49	急傾斜地の崩壊	北島歌	瀬棚北島歌 4		R02.03.13	○	○	1		1		北海道	
	S50	急傾斜地の崩壊	北島歌	瀬棚北島歌 5		R02.03.13	○	○	5		1		北海道	
	S51	急傾斜地の崩壊	北島歌	瀬棚北島歌 6		R02.03.13	○	○	6		1		北海道	
	S52	急傾斜地の崩壊	北島歌	瀬棚北島歌 7		R02.03.13	○	○	5				北海道	
	S53	土石流	元浦	沢田の沢		R02.03.13	○	○	1		1		北海道	
	S54	土石流	北島歌	渡辺の沢		R02.03.13	○	○			1		北海道	
	S55	土石流	北島歌	本間の沢川		R02.03.13	○	○	3		1		北海道	
	S56	土石流	東大里	平田の沢		R04.01.21	○		1		1		北海道	
	S57	土石流	共和	植田の沢		R04.01.21	○		1		1		北海道	
	S58	土石流	共和	中田の沢		R04.01.21	○		1		1		北海道	
S59	地すべり	共和	最内		R04.01.21	○				1		北海道		
S60	急傾斜地の崩壊	共和	瀬棚共和		R04.01.21	○	○					北海道		

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域						予想される被害				整備計画		
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
瀬 棚 区	S61	急傾斜地の崩壊	共和	瀬棚共和-1		R04.01.21	○	○	1				北海道	
	S62	土石流	西大里	中谷の沢		R04.01.21	○	○					北海道	

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画	
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
大 成 区	T1	急傾斜地の崩壊	上浦	大成上浦 1		H18.03.31	○	○	13		1		北海道	
	T2	土石流	上浦	上古丹川		H21.03.24	○	○					北海道	
	T3	土石流	花歌	シベツ川		H21.03.24	○	○	16	1	3		北海道	
	T4	土石流	花歌	岡田の沢		H21.03.24	○	○			2		北海道	
	T5	土石流	宮野	三新川		H21.09.04	○	○	7		1		北海道	
	T6	急傾斜地の崩壊	宮野	大成宮野 2		H21.09.04	○	○	8		1		北海道	
	T7	土石流	富磯	鍵井の沢		H24.07.06	○	○	2				北海道	
	T8	土石流	富磯	富岡川		H24.07.06	○	○	1		1		北海道	
	T9	土石流	平浜	益原川		H24.07.06	○	○	1				北海道	
	T10	土石流	平浜	平田内川		H24.07.06	○		4	1	2		北海道	
	T11	急傾斜地の崩壊	富磯	大成富磯 2		H26.04.22	○	○	3		1		北海道	
	T12	急傾斜地の崩壊	富磯	大成富磯 3		H26.04.22	○	○	8		1		北海道	
	T13	急傾斜地の崩壊	平浜	大成平浜		H28.03.18	○	○	1	1	2		北海道	
	T14	土石流	貝取澗	山本の沢		H29.06.02	○				1		北海道	
	T15	急傾斜地の崩壊	貝取澗	大成貝取澗 4		H29.06.02	○	○					北海道	
	T16	急傾斜地の崩壊	貝取澗	大成貝取澗 8		H29.06.02	○	○		1	1		北海道	
	T17	急傾斜地の崩壊	貝取澗	大成貝取澗 9		H29.06.02	○	○	2	1	1		北海道	
	T18	急傾斜地の崩壊	貝取澗	大成貝取澗 10		H29.06.02	○	○		1	1		北海道	
	T19	急傾斜地の崩壊	貝取澗	大成貝取澗 5		H29.06.02	○	○	2		1		北海道	
	T20	急傾斜地の崩壊	貝取澗	大成貝取澗 6		H29.06.02	○	○	3		1		北海道	

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画	
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
大 成 区	T21	急傾斜地の崩壊	貝取洞	大成貝取洞7		H29.06.02	○	○		1	1		北海道	
	T22	急傾斜地の崩壊	本陣・都	大成本陣1		H31.02.26	○	○	14		3		北海道	
	T23	土石流	本陣・都	穴久遠川		H31.02.26	○		4		1		北海道	
	T24	急傾斜地の崩壊	本陣・久遠	大成本陣2		H31.02.26	○	○	39	1	3		北海道	
	T25	急傾斜地の崩壊	富磯	大成富磯1		H31.02.26	○	○			1		北海道	
	T26	急傾斜地の崩壊	都	大成都1		H31.02.26	○	○	1				北海道	
	T27	急傾斜地の崩壊	都	大成都1-(1)		H31.02.26	○	○		1			北海道	
	T28	急傾斜地の崩壊	都	大成都2		H31.02.26	○	○		3	1		北海道	
	T29	急傾斜地の崩壊	都	大成都3		H31.02.26	○	○	13		2		北海道	
	T30	土石流	都	常願寺川		H31.02.26	○		25	3	3		北海道	
	T31	急傾斜地の崩壊	太田	大成太田1		H31.02.26	○	○	8	1	1		北海道	
	T32	急傾斜地の崩壊	太田	大成太田		H31.02.26	○	○	15		2		北海道	
	T33	土石流	上浦・都	学校横の沢		H31.02.26	○	○		2	1		北海道	
	T34	急傾斜地の崩壊	上浦・都	大成上浦2		H31.02.26	○	○	14	1	2		北海道	
	T35	土石流	上浦	笹島の沢川		H31.02.26	○		5		2		北海道	
	T36	急傾斜地の崩壊	上浦	大成上浦3		H31.02.26	○	○	16		2		北海道	
	T37	急傾斜地の崩壊	上浦	大成上浦4		H31.02.26	○	○	10		2		北海道	
	T38	土石流	上浦	福島沢		H31.02.26	○	○	2		1		北海道	
	T39	急傾斜地の崩壊	久遠・本陣	大成久遠1-1		H31.02.26	○	○	36		2		北海道	
	T40	土石流	久遠・本陣	常盤川		H31.02.26	○		28		2		北海道	

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画	
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要
大 成 区	T41	急傾斜地の崩壊	久遠	大成久遠2		H31.02.26	○	○	17		3		北海道	
	T42	急傾斜地の崩壊	久遠	大成久遠3-(1)		H31.02.26	○	○	1		1		北海道	
	T43	急傾斜地の崩壊	久遠	大成久遠3-(2)		H31.02.26	○	○	6		2		北海道	
	T44	土石流	久遠	建岩川		H31.02.26	○		2		2		北海道	
	T45	土石流	平浜	弓山川		R02.03.13	○		1		1		北海道	
	T46	土石流	長磯	高畑の沢川		R02.03.13	○		4		1		北海道	
	T47	土石流	平浜	新折戸川		R02.03.13	○		1		1		北海道	
	T48	土石流	長磯	神の沢川		R02.03.13	○		4		1		北海道	
	T49	土石流	長磯	成田の沢		R02.03.13	○				1		北海道	
	T50	土石流	平浜	折戸川		R02.03.13	○				1		北海道	
	T51	土石流	長磯	越前川		R02.03.13	○	○	4		1		北海道	
	T52	土石流	貝取澗	横澗川		R02.03.13	○	○	1		1		北海道	
	T53	土石流	平浜	勘八川		R02.03.13	○	○			1		北海道	
	T54	土石流	長磯	公民川		R02.03.13	○	○	2		1		北海道	
	T55	土石流	長磯	山川		R02.03.13	○	○	2		1		北海道	
	T56	急傾斜地の崩壊	貝取澗	大成貝取澗1		R02.03.13	○	○	2		1		北海道	
	T57	急傾斜地の崩壊	貝取澗	大成貝取澗2		R02.03.13	○	○			1		北海道	
	T58	急傾斜地の崩壊	貝取澗	大成貝取澗3		R02.03.13	○	○	2		1		北海道	
	T59	急傾斜地の崩壊	長磯	大成長磯1		R02.03.13	○	○	20		1		北海道	
	T60	急傾斜地の崩壊	長磯	大成長磯2		R02.03.13	○	○	15		1		北海道	

(土砂災害警戒区域)

区	対図 番号	危険区域							予想される被害				整備計画		
		現象名	所在地	区域の名称	面積 (ha)	指定年月日	警戒 区域	特別 警戒 区域	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概 要	
大 成 区	T61	急傾斜地の崩壊	長磯	大成長磯 3		H31.02.26	○	○	2		1		北海道		
	T62	急傾斜地の崩壊	長磯	大成長磯 4		H31.02.26	○	○	17		1		北海道		
	T63	急傾斜地の崩壊	長磯	大成長磯 5		H31.02.26	○	○	5		1		北海道		
	T64	土石流	貝取澗	堤川		H31.02.26	○	○			1		北海道		
	T65	急傾斜地の崩壊	花歌	大成花歌		R04.01.21	○		14		1		北海道		
	T66	地すべり	宮野	宮野		R04.01.21	○		11		1		北海道		
	T67	地すべり	宮野・平浜	太櫓越川		R04.01.21	○				1		北海道		
	T68	急傾斜地の崩壊	花歌	大成湯の尻		R04.01.21	○	○	9		1		北海道		
	T69	急傾斜地の崩壊	宮野	大成宮野 1		R04.01.21	○	○	2		1		北海道		